

平成30年第2回八雲町議会定例会会議録（第1号）

平成30年6月4日

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|---------------|-----|---------------|
| 1番 | 岡 島 敬 君 | 2番 | 関 口 正 博 君 |
| 3番 | 佐 藤 智 子 君 | 4番 | 横 田 喜世志 君 |
| 6番 | 大久保 建 一 君 | 7番 | 赤 井 睦 美 君 |
| 9番 | 三 澤 公 雄 君 | 10番 | 田 中 裕 君 |
| 10番 | 田 中 裕 君 | 11番 | 牧 野 仁 君 |
| 13番 | 宮 本 雅 晴 君 | 14番 | 千 葉 隆 君 |
| 副議長 | 15番 黒 島 竹 満 君 | 議 長 | 16番 能登谷 正 人 君 |

○欠席議員（1名）

- 5番 斎 藤 實 君

○欠 員（1名）

[開会 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、平成30年6月4日招集、八雲町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から、3月・4月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。

詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を、必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。5月9日函館市において渡島総合開発期成会役員会が開催され、出席してまいりました。

また、5月22日は函館市において渡島総合開発期成会総会及び北海道新幹線建設促進道南地方期成会総会が開催され、出席してまいりました。

また、5月24日は札幌市において町村議会議員公務災害補償等組合議会臨時会及び北海道町村議会議長会理事会が開催され、出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

次に、議会広報編集のため議会事務局職員による議場内の写真撮影を許可しております。

また、本年度よりインターネットを利用した議会中継を実施することとしており、機器の調整のため、今定例会の議場内の模様を試験的に撮影しております。

この件に関して、北海道新聞記者より取材のため議場内の写真撮影の申し出があり、許可をしておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 議会運営委員会委員長報告

○議長（能登谷正人君） 日程第1 議会運営委員会委員長報告。

本定例会の運営について、5月30日、議会運営委員会が開催され協議されておりますので、議会運営委員会委員長から報告をしていただきます。

○14番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 委員長。

○14番（千葉 隆君） 議会運営委員会委員長としてご報告いたします。

本日をもって招集されました、第2回定例会の運営について、去る5月30日、議会運営委員会を開催し協議いたしました。

以下、その結果をご報告いたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

本定例会に、町長より提出されている案件は、既に配付されております議案 19 件と報告 2 件の合わせて 21 件であります。会期中に議案 1 件が追加提出される予定です。

また、議員発議による決議案 2 件、意見書案 13 件と、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書、ほかに議員派遣の件 1 件が提出される予定であります。

一般質問は、岡島敬議員以下 6 名から通告があり、発言の順序は抽選により決定しております。

以上、申し上げました内容を踏まえ、検討の結果、既に配付した議事等進行予定表のとおり運営することとし、会期を 6 月 6 日までの 3 日間といたしました。

以上が、議会運営委員会における議事運営等に関する決定事項であります。

なお、議事等進行予定表にありますとおり、会期中に全員協議会や各常任委員会等の会議も予定しておりますので、精力的に進行され予定どおり運営されるよう、議員各位及び町理事者のご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

◎ 日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に大久保建一君と安藤辰行君を指名いたします。

◎ 日程第 3 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第 3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より 6 月 6 日までの 3 日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 6 月 6 日までの 3 日間と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより、局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（井口貴光君） ご報告いたします。

一般質問につきましては、岡島敬議員以下 6 名から通告がなされておりますが、その要旨等は、既に配付しております表によりご了解願いたいと存じます。

次に、本定例会の議案等の審議に当たり、議案等説明のためあらかじめ、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及びそれぞれ委任又は囑託を受けた説明員の出席を求めています。

次に、会期中に町長より議案 1 件が追加提出される予定であります。

また、事前配付しております議案書の一部に誤りがありましたので、机上配付の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。

本日の会議に、斎藤實議員欠席する旨の届け出がございます。

以上でございます。

◎ 日程第4 一般質問

○議長（能登谷正人君） 日程第4 一般質問を行います。

質問はあらかじめ定められた順により、おのおの45分以内に制限してこれを許します。

それでは、まず横田喜世志君の質問を許します。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） おはようございます。何度も一般質問をしておりますけれども、常に緊張をしております。今回はなおかつ1人目ということで、なおさら緊張しているところでございます。それをくみ取っていただいて、よろしく願いいたします。

では、質問に入らせていただきます。

一つ目、町営住宅建築に当たってと題しまして。平成28年、29年に完成した住宅入居者から玄関先の階段、今シーズンの積雪量による屋根雪への対策が必要であると聞いています。

今回、定例会の議案第7号で提案される出雲町C団地跡地の町有地に建築が予定される住宅にこの問題が反映されるのか伺いたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、横田議員の一つ目のご質問に、お答えいたします。

公営住宅の設計に当たりましては、従来からの、国及び北海道の公営住宅整備基準に適合した、安全、衛生、景観等を考慮し、かつ入居者等に便利で快適なものとなるような住宅を目指して設計しております。

今年度予定している出雲町C団地の町営住宅建替事業の設計においても、その基準に適合した住宅を目指します。

しかしながら、昨年度までに完成いたしました出雲町A団地につきましては、3月の予算特別委員会において、冬場の堆雪スペースの課題を今後の建設にあたって検討するようご質問を受けております。

そのようなことから、議員のご質問にあります玄関先のバリアフリー対策、屋根雪処理対策等を考慮した住宅及び住棟の配置計画を、十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 基本的には、28年、29年に建てられた住宅と変わらないものを建てると伺っております。それで、今の発言ではそれを考慮したお答えになっているんですけども、具体的な部分を考えているのであれば伺いたいと思います。

○建設課参事（朝倉俊之君） 議長、建設課参事。

○議長（能登谷正人君） 建設課参事。

○建設課参事（朝倉俊之君） おはようございます。建設課参事の朝倉です。横田議員の質問にお答えします。

まず、これからの設計に当たっては、今現在では道の技術審査を受けておりますので、これから発注はまだ先のことなんですけれども、先ほど答弁にもあったように3月の議会で指摘をされておりましたので、今後雪処理の関係だとか、現在スロープの関係でも28年、29年の建物にはついておりませんので、敷地の関係を配慮して各住棟ごとにつくかどうかは分かりませんが、スロープ等を検討しております。

あと、先ほども言いましたように、あくまでも公営住宅の整備基準というのがありますので、それにのっとった形で設計してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 公営住宅整備基準というものがあるということなので、そこから大きく逸脱することは出来ないと思いますが、今お答えなされたようにスロープは作ると、なおかつ雪も投げられるスペースも考えるということなんでしょうと思います。そういうふうには基本的には28年のシーズンの雪が少なかったこともあり、今回のシーズンの積雪量によって、今回このような雪への対策というものが取りざたされたと私も思っております。

で、それを考え、基準に照らし合わせて設計していくということなので、それに期待をしたいと思います。

変わらして、2つ目に入らせていただきます。産業後継者に資金貸付制度の拡大をと題しまして、伺わせていただきます。

農業には制度資金等が継続的に設けられ、今定例会に議案第6号で提案があるように、貸付制度がございます。八雲には一次、二次、三次産業で生業を営んでいる方がたくさんいます。各々の産業にも資金貸付制度が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 横田議員の二つ目のご質問にお答えいたします。

はじめに、新規就農者につきましては、国の制度として無利子融資の青年等就農資金、農業次世代人材育成資金などがありますが、町は、こうした国の制度を補完する目的で、「八雲町新規就農者資金制度」を制定しております。

この制度につきましては、ご質問のとおり最近の需要等に鑑み、今回の定例会において改正案を提案しているところでございます。

次に、漁業につきましては、就業支援策としては国の補助制度はありますが、貸付制度につきましてはございません。

また、商工業につきましても、起業・創業、事業継承といった観点による支援制度はありますが、直接的な就業支援としての貸付制度はございません。

町といたしましては、産業人材の確保・育成は産業振興と並行して取り組むべき非常に重要な課題と考えており、これらを推進するために、総合的な産業支援策の検討を開始したところでございます。

この支援策は、設備投資の促進、チャレンジの喚起、担い手の確保を3つの柱として掲げており、手法といたしましては、補助、融資、税制をベースとして、既存施策の大幅な見直しや、新たな制度設計を行うこととしておりますので、この中で後継者対策と貸付制度の関係につきましても検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 今の答えでは、総合的に支援策を検討するということは必要なことだと思いますが。今定例会に議案6号で提案される部分で聞けばいいのかもしれませんが、若干の改正されてます。以前はその改正される部分というのはなくて、新規就農で入植するのであれば金額は200万ですけども、それを貸し付けるということがなっていました。

で、教育分野でいけば、農業、漁業、商工に就学支援ということをやっているわけですよ。で、八雲に帰ってきてそれに就業すれば返さなくてもいいということがあります。そういう、やりたい人は新規でもいいし、例えば後継者であれば、意外と後継者に対してのそういう支援というものが今まで充実していないんですよ。で、後継者だから親のやっていることイコールというか、事業の継続ですんで、なかなか事業が上手くいってれば借りなくても済むんでしょうけども。なかなか新規投資というものに結びついていかないのではないかとこの部分があると思います。

で、学業についてはそうやって支援しているのであれば、一般というか、そういう事業を引き継ぐとかしたところにもやっぱり必要なのではないかと。だから、先ほどの答えの中でも総合的に考えるととっても、今回の改正も含めればね、ある制度資金を借りることが大前提になってしまうのではないかと思うわけですよ。

そうすると、制度資金の申し込みの出来ない方々、出来ない方々というののもちょっと言い方は悪いですけども。それがいいのかって思うんです。ようは八雲のそういう産業に従事している方々に対して、八雲である程度支援した方がいいのではないかと私は思いますが、今回のこの改正と同じように何らかの制度資金をもらえる人でなければ資金支援をしないという考え方であるのであれば、問題があると思うんですけど、いかがでしょう。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） ただ今の横田議員のご質問でございまして、後継者、まず2つ考えられると思うのですが、一つはその業に改めて入る新規就業。それから、もう一つは事業承継。いわゆるこれは、農業、漁業、商工業でも一緒に、今ある事業を親族中心になるとは思いますけれども引き継ぐということで、2つの観点かなと思っております。

まず最初に新規就業ですね、こちらに関しましては今定例会に農林課から提案されてお

ります条例の改正、これは昨今の需要に鑑み拡大していくということで承知しております。漁業、商工業につきましては、そういった新たにという観点での貸付制度はございません。

また、もう一つ、後継者といたしましてはそれぞれ業に支援策がございますが、私ども商工が中心となって現在町内で進めております検討につきましては、新規それから事業承継ですね、それ両方を含めまして、既存の例えば商工業でいきますと、今ご質問にありました内容でございますと設備投資の貸付制度ですとか、それから運転資金に関する貸付制度がございます。おそらく本来であればその中で飲み込んでやっていくという形になろうかと思いますが、最近の町内の経済動向と言いますか、今後はいろいろなチャレンジを喚起していくという意味では、町といたしまして設備投資に対する支援、それから新たな取り組み、いわゆる例えば技術開発ですとか第2創業ですとか、こういったもののチャレンジの喚起。

それから、この質問にもありますとおり、それぞれの事業者において努力する人材の確保・育成。こういったものの視点に立ちまして、補助、融資、税制、一般的にはこの3つの道具、これらを総合的に組み合わせて効率的な事業承継、それから新規就業に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 中身詳しくいろいろなことがあるのは分かります。でも、要はどの事業でもそれなりの、一番最初にもお答えになって、その金利だとかなんとかという話もありましたけれども、借りるとなるとそれに対しての計画書なり、なんなりがないと借りれないわけですよ。で、借りるために何か作文するっていうような雰囲気になるわけです。そうすると、実際やってみただけでもなかなかその通りにならないというケースもままあります。で、現実に新規就農されている方もいますし、その中ではやっていけている人もいますし、途中で断念してしまう方もいらっしゃいます。その中でやっぱり計画ありきということが負担になっていくのではないかと思うんですよ。

基本的には、ようは事業が営まれることによって税収も考えられるのであれば、なるべく、継続していただく方が八雲町のためになると私は思います。そのために、例えば八雲町からのそういう制度資金を借りれるのであれば、八雲町にも借りれた人はそれに貢献するというか、八雲町に貢献するという気持ちも湧くと思うんですよ。その策としては十分な策ではないかと思うんですけれども。そういう観点でこういう貸付制度というものを考えてみる気はございませんか。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） ただ今のご質問につきましては、おそらくチャレンジすることに対して現行制度につきましては保証付き等の問題で非常に厳しいものがあるのかなど。それに対して、もう少し執行方法を検討してはいかがかというような観点で捉えております。

これからですね、検討します補助、融資、税制の組み合わせにつきましては、おっしゃいますとおり商工業でいけば現行は信用保証協会の保証付き、それと実際の審査はそれぞれ預託されている金融機関となりますので、非常に厳しいものがございます。ただ、これをですねそのまま制度として行うのか、それとも、例えば補助金と融資を組み合わせ実効性を担保していく、これはちょっとこの場で細かいことを言ってもなかなか難しいと思いますが、きちんと実行した暁には例えば補助に切り替えるですとか、補助でやって上手くいかない時は融資に切り替えるですとか。ちょっとこの実効性につきましては、深堀をしてまだ検討段階に入っておりませんので。こういったツール、いわゆる道具同士のやりとり、こういったものと、それから実効性を担保するための審査の仕方ですね、こういったものを補助金、それから制度融資、この2つがメインになるとと思いますが、こちらの組み合わせと、それから、現在商工が中心になっておりますが、この裾野を農林漁業、こういった一次産業の分野にも少し八雲町の産業構造を勘案して幅広に考えてみたいと考えております。

今後ですね、時間のかかる話ではございますが、庁内で検討を進めて実効のあるものになりたいと考えております。以上でございます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） そうですね、今、総合的に支援策を考えるという中で、今お答えがあったように、確実にそういう八雲の根底を支える事業者の方々が営んでいけるような施策を練っていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で、横田喜世志君の質問が終わりました。

次に三澤公雄君の質問を許します。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） おはようございます。とてもいい天気で、仲間たちは牧草畑で草を刈り始めております。非常に後ろ髪を引かれる思いでこの場に立っておりますけれども、さわやかな風が吹いている中ですが、この議場にはその裏腹にしつこくねちっこく質問を頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、1問目、八雲町の公文書管理について。

保存年限を区切って管理しているのは分かっていますが、運用において保存年限を過ぎたものの廃棄の判断基準に不安があります。

現行が町民の利益になっているのかどうか若干疑問があります。

今の政府のように改ざんや隠ぺいがあるとは思っておりませんが、それらを防いでいるという担保も無いのが現実ではないでしょうか。

現状についてお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは三澤議員の一つ目のご質問にお答えいたします。

公文書管理につきましては、八雲町文書事務取扱規程に基づき、運用されているところ
です。

保存年限につきましては、八雲町文書事務取扱規程で、第1種から第6種に文書の標準
を定めており、第1種の文書は永久、第2種の文書は10年、第3種の文書は5年、第4種
の文書は3年、第5種の文書は1年、第6種は法令等の規定により保存年限が定められて
いるものというように期間を定めており、保存年限の設定につきましては、規定に定めら
れている標準に基づき、それぞれの課において保存年限を記した様式を用いた背表紙を貼
付し、文書を保存することとなっております。

保存文書の廃棄の基準につきましては、保存文書が保存年限を経過後に廃棄を行うこと
となっております、それぞれの課において廃棄を行っております。

文書の改ざん、隠ぺいに関しましては、八雲町文書事務取扱規程第58条で、保存文書は、
抜き取り、取り替え、または訂正してはならないと規定していますので、そのようなこと
はないものと認識しておりますので、よろしくお願いたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 職員間のメモ等も公文書に値するというのは、以前も発言をもら
っていますから。そして、実際に自分も情報公開をやった中で担当課長さんのメモなんか
も見たことがありますので、その辺は確認しているんですけども。

新たにちょっと確認、付け加えたいのは、メール等のものもそれはメモと同じように残
すという規定になっているのかどうかを、まずそこの部分の確認をしたいと思えます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 電子メールということで、規定上にははっきりと電子メール
ということは文面としてはありませんけれども、電子メール自体が町政的な、町政運営上
ですね、必要であるというふうな文書で保存してあるものについては、その行政文書とし
て取り扱うものというふうに考えております。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 今の答弁でいくと、要するにメールで来たものも文書として置き
換えた場合には、そういう今までの規定にのっとるという判断が今確認されたと思うん
ですけれども。

そこで、あえてそのメールって言ったのが、メールの状態のまま、今ほとんどの職員
のデスクの上にはパソコン等がありますから、メールによって情報を共有する、政策を
作るに当たって十分にメール自体で職員たちは目にし、それで共有しているものも相当ある
と思うんですね。

でも、それが文書化されないままであったら、今の規定の状態では保存の対象にはならないというふうに認識されます。

でも、今の時代であればペーパーレスも進んでいるという意味で、そういった情報共有の糧として、一つとしてメールが使われているのであれば、メールの状態のままでも、電子上でも保存の対象にされるというふうにしないと駄目なのかなと思っているんですけども、その辺はいかがですか。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） メールでですね、いろんな機関とのやり取りをしたり、そういうものもありますけれども、メールの状態ではなくてですね、メールでの連絡事項だとか回答、そういうものはですね、文書にプリントアウトして、それで保存しているということで。そのプリントアウト必要のないただの連絡事項とかというのはメールのままで保存しているということになりますので。それが半永久的に保存になるかということ、その部分は保証がないというか、それぞれの職員が必要であるというものはプリントをしているというふうな状況で今現在取り扱っているということで、ご理解願いたいと思います。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 現状が確認されましたので、本題の方に移りたいと思いますけれども。

それではその保存の年限が区切っていると。そして年限の理由もそれぞれ明確に書かれていますから、この書類をいただいた時には一定の理解はしたんですけども。

ただ、年限が切れた場合の残す残さないの部分が、各課の、例えば年限が短いものは課の上の方ではなくて、それぞれの、例えば3年保存であればこの文書によりますと係長判断によってというふうに判断されるというふうに理解をするんですけども。

町民がいろいろな行政上の事項遂行に当たって、町民がいろいろ受益者だったり、そうでなかったりとかありますけれども。町民にとってはこの年数というのが、3年とか5年とか10年とか区切っているものっていうのは、区切って理解している部分はあまりないと思うんですよ。例えば、何か行政とのいろんなやり取りでその時点では納得していたという状況であっても、数年が経って改めて問題提起を町民がした時に、そのことを確認する事項が、例えば短い年限のものだった場合に、その時の役場の対応を証明するものがないという事例がいくつか僕は対応したことがありますけれども。

そういう時に、公正に、適正に、町が執行したという証明をどんな時でも出来るために、僕は、先ほどメールの話をしたもう一つの理由は、データ化すれば文書の保存は非常にスペースもとらないような形になるわけなので、保存の仕方が今、文書化したものを書庫に残すということが、この公文書の管理では基本になっているということが前段の部分で確認をされたんですけども。

電子化して保存していくということが並行して行われていけばですね、年限を区切って

はいても原本というか、今までなら消えてしまう3年とか5年とか、若しくは1年であっても何か町民の方から申し出があった時に、その当時の行政がやったことがつまびらかになるという意味で、僕は年限を区切って保存するっていうのが、そのスペースの関係で年限を区切ってある一定の期間がきたら廃棄するというのは、スペースの問題だと思って感じているんですよ。

だから、これからは全部残すと。データ化してでも残すとした方がですね、何かがあった時に行政はしっかりとした仕事をしたんだよと、自らの証明にも役立ちますし、またその時には気づかなかった何かミスがあったとしても、その書類によって、電子化で保存されていればですね、かなり古いものが、時間が経っても町民と一緒に確認されるという意味で非常に有効になるのではないかと思うので。

ここで提案したいのはですね、電子化の形でも保存するという方向で、両にらみ、今までどおり書庫で残すということを前提で文書化するというのは大事だと思いますけれども、一方で電子化のもの、そして文書も改めて意識的に電子化して残すという形で、保存の仕方をこの際、両方並立させていくということが、今国で起こっていることを八雲町で起こらないようにするための一つの担保になるのではないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 今、いわゆる文書の電子化ということだと思いますけれども。

例えば、今紙でやっている文書はいわゆる決裁、最終的な決裁を終えたものを保存しているという、例えばそういうような格好になっております。それを電子化ということになりますと、それをスキャナー読みして電子データにするということになります。この電子データもスキャナー読みしたものというのは、いわゆる画像に近いものになりますので、ものによっては容量というのが莫大な容量になったりするところがあって、そこを例えば電子化するに当たって、どれだけの解像度というか、コピーした時にどれだけの読みやすいものに読み取るかというものも考えなければなりません。

で、この電子データをサーバーというものに保存するということになるんですけども、サーバーにもやはり限度というものがあって、全てのデータを今後保存するとなると、それなりのサーバーを用意しなきゃいけないというふうになってきます。そうすると、そのサーバー自体の値段というのもそれ相応の値段が、調べているわけではないのでちょっと分からないんですけども、それ相応の値段もかかってくるということがあります。

ただ、データ自体は長期保存が可能だというふうに思いますけれども、そのサーバー自体も永久にですね、1回買ったらずっと使えるというわけではなくて、その記録媒体自体も何十年かしたらやっぱり取り換えなきゃいけないということも出てきます。で、今電子化をやっているところの資料を見ますと、結局は電子化をするんですけども、紙媒体でも保存をしているところの問題があると。なかなか電子データ化しても紙を捨てられないというところがあるような、その課題が、他の自治体であるように見ておりました。

今後そういう電子化をして有効な部分、それから電子化しても今後あまり見るような、振り返ってみるような書類でないものとかも中にはあろうかと思しますので、その辺はやるとしたら区分けしながらやっていかなきゃいけないのかなと思いますけれども。

いずれにしても電子化についてもメリット、デメリットというのがあるかと思えます。費用の方もありますので。その辺は、詳しく調べておりませんので、その辺を調べないといけないというふうに考えてございます。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） そういうことに僕も含めて疎い中で質問をしているんですけれども、もっと疎い人たち、疎いたら失礼ですけれども。

サーバーっていうものに保存する容量があるということは今の答弁の中で分かったんですけども、いわゆるSDカードだとか、ああいったものに入る容量と比べた場合に、もっともそれは小さくなるから、例えばそんな高価ではないようなものが相当出回っていますから、SDカードだとかそういった記録させるものに入れて書庫に管理するというやり方は、サーバーよりも割高になるんでしょうか。

○副町長（吉田邦夫君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（吉田邦夫君） お尋ねの件なんですけど、容量的な物理的なサイドとすれば、サーバーでも何でも構わないんですよ。ただ、確かにサーバーに保存するということはコストがかかります。それは、1台の機械にそのデータがそれにしかないとなると、その機械が破損した時とか何かになった時にそれが再現できないので、当然バックアップが、二重三重化しなきゃ駄目だということが絶対行政はかかります。

それで、先ほどおっしゃられたSDカードというものに保存をして、それをまたしまっておけばいいんじゃないかというんですが、SDカードが未来永劫何十年もつという保証がありません。これは、雷だとか水害だとかという物理的な災害以外に、静電気だとか全然考えられないことが起きて見られなくなることが多々あります。

それで、僕の知っている範囲なんですけど、たしか大英博物館かどこかでは、そういう今までの貴重なデータのバックアップを電子データでとってあるんですよ。それは、電子データと言っておきながら、実際は大理石のような石のようなそういう結晶体のものに彫り込んで、それが再現できるということで、電子ではないんですよ、実際はね。磁気とかそういうものではない方法で、それが今一番堅実な、確実な方法だというふうに言われて、たしかそういうところで博物館とかそういう方向で進んでおります。

それにスキャナーで読んで絵にしてあるだとか、PDFにすればいいんだとかって簡単に言うんですけども、このPDFだとかJPEGだとか写真や画像の形式とかいうものが、また未来永劫使えるという保証もないんですよ。これがまた技術革新でどんどん変わっていった時に、今までのものは全部じゃあまた作り変えるのかと、更新するのかということになるので。古い技術を一生残すのかということになっていて。

それで、先ほど多々話の中にありましたが、電子証明という形になって、スキャナーで取ったものが本物かどうかを今度は証明しなきゃならなくなるんですね。原本とまったく同じものなのかと。で、電子の世界には電子署名というまた署名の方法があるんですが、そのためには署名の認証機関というのがまた立てなきゃならなくなるので。

だから、僕の中では簡単に出るものとか簡単にバックアップしておいて、その見出しとしてどこにこの紙媒体の本物があるんだよというくらいのものであったらいいんだろうけれども、きちんとした証明のものとして電子媒体としてとっておくのは、まだ、時期尚早かなと思っております。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 今、現状の部分が専門的なお答えでだいぶ共有されたと思いますし、僕も改めて気づかされる場所がありました。

そうは言っても、今この保存の仕方というのは、あえて改めて問題提起しますと、いわゆる年限を切って書庫になるべく溜まるものを少なくするというふうなことをやっているんですね、先ほども申したようにある時期の行政が適正に運営したんだ、公平的に運行したんだという事が証明できなくなる部分があるのかなと。そんな重大事項じゃない限り、重大事項は永久だから、大丈夫だというのが今までの建前だと思うんですけども。重大か重大じゃないかということについては、個人にとっては自分の身に降りかかるか、身に降りかからないかということだと思うんですね。

去年の行政運営上の中で、今この例をあげて適正だなと思うものを一つあげますと、水道事業の中で、出来事としては約10年近く前の出来事だったと思うんです。水道が、本人の管理しないうちにどういうふうにも漏れたのか破損したのか分からないんですけども、いわゆる水道管の縁をつたって相当な水量が流れた結果、土砂が流れたと。その当時は表面に現れる部分しか分からなかったのが、当時のその課の判断で、上から土砂をある程度入れてもらったというのが、訴えているご本人の記憶だったように聞いてますけれども。

でも、いわゆる10年近い年数が経つと、それが基ではないかといって家が傾いたというのが去年の出来事の訴えたる部分なんです。

僕はそれに関わった時にですね、行政側はちゃんとその当時やったんだという意味で、保存されている行政文書の中に当時のその水道を管理する課がですね、どういう行動をしたのか、本人の記憶にのっとっている部分もちゃんと証明できるのかという思いで調べてもらったところ、保存されていないんですね。多分、そういった事例は10年も保存する単位ではなくて、1年もしくは3年程度のものに解釈できるのかなと思うんですよ、この規定からいったら。

つまり、降りかかった町民は、自分の身に降りかかったことですから、あの当時ちゃんとやってもらえなかったからこんなことになったので、時効も何も関係ないというのが訴えだとは思うんですけども。

適正に対応したという証明さえ町の方で出来ればですね、そんなに気分を害さず、仕方

がないことだなというふうに関係者等も納得できると思うんですけども。僕はこの事例が今回の保存年限の問題提起の部分にちょっと当てはまるのかなと思って。適切かどうかはちょっと担当課にとっては、この場面で水道課が出てくるなんてなんだと思っているかもしれませんが。いわゆる行政がちゃんと行動したということ、いついかなる時も証明するという事は、僕は必要だと思うんですよ。

今、町長は5年目です。5年以内のものだったら自信をもっていろんな振り返って、自分はちゃんとやったとかって言えるのかもしれませんが、行政は継続ですから。町民の訴えるものによっては前の町長であったり、課でいけば前の課長さんだったりという部分が相当数あるのが現実だと思うんですよ。

さて、そういう時に文書の保存年限が切れていることでもちゃんと対応できると。公正であり、正確な対応をしたということ、証明するというのは、現時点ではどういった工夫がなされるんでしょうか。

僕はこの公文書管理の部分では、その部分を少なくとも町村の行政運営では、国で今起こっているようなことが今起きないようにという問題提起ではなく、普段の行政がちゃんと行われているということ、証明するためにもですね、この保存年限を区切って捨てるとか、削除してしまうというのはちょっと危険性をはらんでいるのかなという意味で問題提起をしました。

改めてこの部分について、どういった見解をされるのか、お伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員のおっしゃることは一応は理解はいたしますが、ただ、確かに行政は継続でありますので、私が町長でない時代も、私もきちっと記録等々を判断しながらその都度判断をしていきたい、そういう思いでありますし、町民には不利益にならないようにということは常に思っている1人であります。

また、この町政を執行する面では議会という仕組みもありますので、議会の皆様からもその都度、いろんな意見をいただきながら、予算または決算、委員会等々でも意見をいただいて、我々の気づかないところを気づかせていただいて、町民の不利益にならないように平等になるようにいつも信用してやっているところとっております。

この5年、10年、よもしたら30年、50年、100年という長い年月の中にはいろんなことがあるんだろうなと思っておりますので。これからの技術の革新等々を見ながら、この記録の保存等々は研究を深めてまいりたいと思っておりますけれども。

今のところですね、なかなか今の資料を年月以上に保存しておくということは大変難しいことであろうと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 現行でベストを尽くした、議会のことも出されましたけれども、我々もその時その時で判断を誤らないように16人の議員で知恵を絞っているいろんな意見を出

し合いながら、そして行政がやろうとしていることを認めたり、応援したりしてやっていると。その記録がある一定期間を過ぎたら無くなってしまう可能性があって、そしてそのことによって適正にやったはずのものが証明できない、今町長の言葉にあったように、行政だけじゃなくて我々議会も証明したいんですよ、いつまでも。

だから、新しい技術が、そして新しい管理の仕方が国等で提起される前に、今八雲町で何がベストで出来るかと言ったら、僕はさしあたって場所をとらない電子化の保存というものも並行させてですね、これはもうこれで決まりというわけじゃなくて、今それがとれると思うんですよ。

要するに、例えば今年からこの3年、5年とか1年とか10年とかっていう基準をこれで行くんですけども、毎年消す資料がありますよね。今年が3年目のものだったと今年が5年目のものだったというものを、今からもし了解を得られれば、消さない削除しない、削除対象になったものも電子化をしておく。それを並行していく。副町長がおっしゃったように電子化というのは全然ベストな選択ではないんだと、機器の読み取りだとか何十年間もその読み取りができるかという保証がないと言われましたけれども。未来永劫その方法でやるといったら、そういった技術の信憑性だとか、技術の永続性が問題になるでしょう。

だけど、当面の課題をクリアする、つまり私が去年対応した町民の訴え事なんかもこれ以降、しばらくの間は古い記録も本来ならば削除されるべきものも残っているということのスタートにですね、是非今年からやってもらえればですね、もう起こらないんだと思うんですよ。

まあ、今年からやっても去年消しちゃったものが問題になる場合もあるでしょうが、少なくともこれまでのような保存年限設定マニュアルを残していながらも、僕が問題提起したようなことが今起こっているわけですから、そういったことを些細なこととして書類がないということで切り捨てるんじゃなく、そういう出来事を最小にするためには、僕は今から文書保存の仕方を電子化も併設する、技術が許される限り併設するというもののスタートになるべく早く切ってくれればですね、保存資料がないことによって行政に瑕疵があったという、例えば濡れ衣を着せられる可能性は確実に減っていくのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員おっしゃるとおりですね、もしも保存がなるのであれば、そういうことも可能でありますけれども、私の聞くところによりますと、今の水道の話は感情的なことも入っているように聞いております。それは、文書に保存されないいろんな感情的や周囲のこと等々も思って話をしているというように聞いております。

ただ、先ほど申したとおりですね、今すぐ技術的にとか今の人材でそういう保存するということは大変難しいということで我々としては理解しておりますので、これからの技術や国の動向をみながら対応を考えたいと、そういう思いでありますので、ご理解をお願い

いたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○9番（三澤公雄君） 議事録もしばらく文書で残っていきますから、議会としては一議員の立場ですけれども問題提起をしたという形は残っているので、僕としてはここは行政の責任だよというふうに、責任転嫁するわけではないんですけれども。

先ほどの例、町長も知っている例だと思うから感情的というお話もあったのかもしれませんが、一つ、分かり易いというか、実際に起こった出来事で僕は文書が残ってさえすればですね、感情的にならなかったのではないかなという思いが僕の中ではちょっと整理が出来ているので。そういう意味で、保存の仕方を工夫してほしいというふうに問題提起をいたしました。

じゃあ、保存の仕方はしばらく変わらないということが確認されたんですが。さっきの答弁では研究という言葉もありましたので、是非この問題提起をしっかりと受け止めてもらいたいと思うんですが。

もう一つですね、削除の基準が、その課の中で然るべき責任のあるそれ相応の人たちが課長の決裁だったり係長の決裁だったりというのが年限によって決まっているという事なんですけれども。

一方で、今の国の在り方を見ますと、この情報が残す、残さないというところが行政だけの判断だけでいいのだろうかという問題提起もあわせてしたいと思います。つまり、この情報はもうしばらく残した方がいいという、例えば第三者機関の方にこの情報の残す、残さないということをおかけするというものが一つ担保されているのであれば、これもまた一つ、行政がしっかりと運営されているということの担保になるのかなと思うんですけれども。非常にそれは事務的には煩雑だと思います。数多の資料が毎年毎年削除の対象になると思うんですけれどもね。でも、一方で行政が行政の都合だけを考えてですね、都合の悪い文書を捨ててしまったという現実が、今僕らの目の前ではここ1年半に渡って起こっていたんだということを考えますと、八雲町においてはそういうことが一切ないと、いかなる理由によっても行政だけの利益を考えて削除したのではないと。既存のルールを自分のいいように解釈しただけで削除したのではないということを証明するためにもですね、その削除の段階で、何がしかの第三者機関というか、町民から募った人の委員会というのに関わるというのが、一つ必要かなとは思いますが。非常に大変だし、そこまで付き合ってくれるボランティア精神のある町民がいるのかどうかも分かりませんが。

ただ、この1年半、非常にルールを最大限活用というか悪用をしてですね、本来なら残さなきゃいけなかったものまでの残さないような状況をやっている国がありますから。では、八雲町はそういったことはありませんよという部分の規則的な担保はどのように考えたらいいでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、本当に三澤議員がおっしゃることは文書も必要な部分ですね、必要でない部分も確かにあろうかと思えますけれども。長年、永年とおこななければならない文書もあると思えます。

ただ、先ほど第三者機関だとか民間の人に公表すると、大変公文書の中には個人情報等々もかなりの部分で占めておりますので、なかなか公表して選んでいただくということにもなかなかならないだろうと、そんな思いであります。

ただ、議員が心配していることは我々も心配をしておりますので、その辺も含めて先ほどから申し上げたとおり技術だとか国の動向等を見ながら検討をしていきたいと、そういう思いでありますので、よろしく願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 今の削除したことが適正であるということを証明するためにも、今のルールではちょっと物足りないという部分は、今の町長の答弁で共有されたと思うので、やはり僕は先ほどに戻りますけれども、保存の仕方ということもやっぱり研究した方がいいのかなと、そこにまた戻ってくると思うので。

今の言葉の中にも研究という言葉がありました。是非ですね、担当課の方は忙しい仕事をいっぱい抱えていると思えますけれども、この問題もかなり重要度が高いと思えますので、優先に近い形で、是非研究していただきたいと思います。よろしく願いいたします。それでは。

○議長（能登谷正人君） 質問中ですが、2問目に入る前に暫時休憩したいと思います。

すみませんが、再開は11時15分からとして、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

三澤公雄君の2問目の質問を許します。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） それでは、休憩以前に引き続きまして2問目の質問をさせていただきます。

「教科書が読めない」（読解力の低下）という現実とどう向き合うか。

ある研究機関の調査によりますと、教科書を理解できずに過ごしている学生が、この20年間にどんどん増えているらしいです。

この八雲町においても小学校で学び損なったまま、中学、そして高校と進学しても基礎的な事が身につかないままだったという事例は、私の周りや私自身がPTAだった時代にも

話題にはなっていました。

さて、現状はどうなっているのでしょうか。そして、どう対応しているのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 三澤議員の二つ目の質問にお答えいたします。

平成 29 年度全国学力学習状況調査結果を見ますと、基礎的、基本的な知識や理解の状況を見る、いわゆる「A問題」において、八雲町の小学校 6 年生の状況は、「国語A」で 70 ポイント、「算数A」で 75 ポイントであり、全国の平均値と比べてそれぞれ 4.8 ポイント、3.6 ポイント下回りました。

また、中学校 3 年生においても「国語A」は 73 ポイント、「数学A」は 59 ポイントで、それぞれ、全国平均より 4.4 ポイント、5.6 ポイント低い結果となりました。

このことから、八雲町の子供たちの課題の一つに、必要な「基礎的・基本的な力」が、十分には身につけていないことがあるというのは議員ご指摘のとおりでございます。

「基礎的・基本的な力」は、学力の三要素のうちの一つであり、学校にはすべての子供たちにそうした力を身に付けさせることが求められております。

こうした状況を踏まえて、各学校では、毎年、調査結果や道教委で定期的に行っているチャレンジテストの結果を詳細に分析し、課題のある単元や内容を洗い出し、年間授業計画の中で指導時数の厚みをつけたり繰り返し学習の機会を設定するなど、定着に向けた見直しを行っております。

また、子供たちが「今日の授業がわかった」と実感できるように、授業の冒頭でゴールとなる課題を提示し、授業の最後には必ず「振り返り」や「習熟」の時間を設定するような、「授業の質的改善」にも取り組んでおります。

町全体としましても、「八雲町学び推進会議」を設置する中で、八雲町全体の学力の課題を明らかにし、どのような学習内容に課題があるか、また、どのような改善が必要か、共通理解を図っております。

また、今年度から各中学校区で実施されております小中一貫教育では、こうした子供たちの課題を 9 年間を見通した教育課程の中で重点的に身に付けさせていくカリキュラムの研究も、始めております。

さらに、平成 32 年度から小学校、平成 33 年度から中学校において、完全実施になる新学習指導要領でも、「何ができるようになるか」という、子供たちに身につけさせたい資質・能力や、「どのように学ぶか」という、見方・考え方を明確にして、教科を横断して課題を解決することが求められておりますことから、各中学校区がチームとなって、子供に学力の定着を保障する教育課程の編成と、授業改善に取り組んでいけるよう、教育委員会といたしましても学校を支援してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○9 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 今、教育長から現状の取り得ることが出来る政策は全てやっているんだなというふうに感じられる答弁がありました。

そして、去年から進めている小中一貫というものもこの読解力をつけるということに力を傾注する上では、ある一定の役割は出来るのかなという思いで、現場の頑張っていることに関しては、応援していきたいと思えますけれども。

今回、この質問をしたのはですね、教育現場では相当理解が進んでいるものだという事は分かっていて質問を上げました。つまり、予算措置等を含めてですね、今、教育行政のトップは町長がいらっしゃいますから、是非町長部局の方にも分かってもらいたいと思って質問を提起しました。

まず、この読解力を判定したというところ、なぜ今そういうことをやられたのかというところから、ちょっと説明を加えさせていただきたいと思えます。

このある研究機関というのは、国立情報学研究所、NII、社会共有知研究センターの新井紀子先生という方が今回まとめたことなんですけれども。この先生は数学の先生でして、1990年代から東大を合格するロボットを作るという研究テーマで挑んでいらっしゃった研究チームの1人です。それで、実際東大に合格するロボットは作れました。偏差値で75、6をとれるロボットを開発したんですけれども。

その開発の過程でですね、もしくは結果をもってして、AIの限界ということも分かっていた。人間と違って、人間よりもあきらかに劣っているというのは国語が弱いんだということが分かっていた。

特にAIの不得意分野というのは推論、多分こういうことなんじゃないかなって人の話を聞きながら推察する推論。そしてイメージ、その文章を読んだり言葉を聞いたりなんかしてほしいこういうことを言っているんだとかイメージするだとか。あと、具体例に置き換えるだとかっていうことが不得手だということが分かって、同じ国語でも逆に人間と同水準、若しくはそれ以上分かっているはずだという部分で、得意分野という部分で係り受け、照応、同義判定ということがあるんですけれども。

同義判定というのは、2つの文章を比べた場合、書き方とか表現の仕方が違っても同じ意味かどうかを判定するという能力です。

で、照応というのは、指示語や省略された主語が何かを理解して文章を理解するという事。例えば、「私はハンカチを落としたり、それを彼は拾った」という文章があったとします。で、それというのはハンカチだというのが、すいません、これは読解力なので、今ヒアリングで町長が聞いても何を喋っているのか分からないかもしれませんけれどもね。

つまりAIの得意・不得意を分かっている、76点の東大合格出来るだけの偏差値を残したんですけれども。一方で、同じテストを受けていて、このAI、東ロボ君よりも点数が低い受験生が相当数いると。国語に限っても著しく東ロボ君より劣るところに着目してですね、ひょっとしたらAIが不得意だという分野が、人間の学生さんも不得意になっているんじゃないかと。つまりAIが発達した時に、将来、仕事をAIにとられるということは、

SFの話でも相当昔からこの研究テーマについてくる分野だったんですけれども。いや、そんなことはない。人間には人間特有の力、人間でしかなし得ない力があるというところで反論していた部分が、実は揺らいでいるのかもしれないという問題提起が1990年代の研究段階からありまして、そこから任意に協力をいただいた進学校なんかで調べていったら、どうもやっぱり国語の力が身につけていないということが分かってきた。それをもっと明確にするために読解力が分かるという基準を設けたテストを作ったんですね。これがいわゆるここに書いています読解力判定ということで、使われた文章例題として載せておりますけれども。

1番、Alexは男性にも女性にも使われる名前、女性の名前Alexandraの愛称であるが、男性のAlexanderの愛称でもある。

この読解力の判定というのは、中学校レベルの国語の教科書の理解があれば十分に理解できる問題であり、なおかつ、知識とか記憶に頼るのではなく、その文章のどこかに答えがあるという前提で作られた文章です。

つまり、1番のこの文章の答えは自ずと導かれて、岩村町長答えは何でしょうか。すいません、抜き打ちで言ったので。

(何か言う声あり)

○9番(三澤公雄君) いや、そういうことを言われると困るんですけれども。

これは、皆さん読んでもらって分かると思いますけれども「Alex」ですよ。そして2番のアミラーゼという理科の問題みたいな形になっていますけれども。これ、あえてここに載せたのは読解力テストなので、僕がヒアリングでこうやって喋っても、みんなは問題のレベルが分からないなと思って、あえて文章化して、読解力判定というテストは決して難しくはなくて与えられた時間内にしっかり読み解けばですね、答えられる範囲だということがこれで分かると思うんですが。2番目の答えは「デンプン」です。さして難しくはないと、僕は思うんですけれども。

実はこういったテストをですね、模擬的に2015年ではこの研究機関の方から指名した公立中学校とかの協力を得たんですけれども、ほぼ半数の生徒がこの結果、教科書を読めていないんじゃないかという疑いが残り、その半数のうちの約2割がですね、基礎的な読解力、つまり主語が何かも文章の中から読み解けないというレベルだということが2015年度で研究結果が出てきた。これはえらいことだといって先ほど示したような読解力判定テストをこの2年間作りまして、2017年の7月には、全国の小中高生、そして大学生、社会人にも協力を得まして、約2万4,000人のデータからこの読解力判定テスト、RST、リーディングスキルテストというものを協力してもらった。だから、これはかなり信憑性があるのかなということで、この方は問題提起をしているんですけれども。

この結果、全国から無作為に協力してくれる人たちに協力してもらったら、約半数はAIが苦手だと言っていた先ほど示しました推論だとか、二つの文章の違い、これはAIもできるよという表現の仕方だとか、文書の成り立ちが違う文章を比べて同じ意味かどうかを比べるという文章の、その異同の違いなんかも十分理解されていないということが分か

って。

中学校3年生だけピックアップする、これ中学3年生というのは、多分、僕は意味があると思っているんですよ。先ほど教育長がおっしゃいました全国的にもう十何年やっています、いわゆる全国学力学習調査、小学校6年生と中学校3年生が対象ですから。その中学校3年生の15%は、これ参加した2万4,000人の中の15%はですね、先ほど言ったように主語が分からないという状況が分かったと。で、この背景のこの中学3年生の対象の学校なんかは、決して全国学力学習調査の結果が低くないんです。

つまり、今現状、子供たちがどういうレベルなのか、学校の教える力はどれくらいのレベルなのかというのを図る指標にされている全国学力学習調査では拾いきれない部分だと。教育長もその部分は十分に理解している中で、国語の力をつけるという意味で、小学校なら小学校を超えた、今回小中連携という中でね、なんとか力をつけていきたいというのが八雲の中では頑張っているというような答弁だったと思いますけれども。つまり八雲の背景もそういう可能性があるということを十分に町長には理解してもらいたいです。

そこでですね、去年から八雲町の教育の現場では、例えば事務職の拡充だとか、学校を応援する、チーム学校の力を最大限発揮するために、ある程度予算措置が厚くされて行動されていると思うんですけれども。その結果の検証、いわゆる予算措置して人員を配置したということが、実際にどれくらい教育現場が助かっているか。つまり、先生たちがこういった読解力の向上を含めてですね、新しいというか、本当は急いでやらなきゃいけない部分だと思うんですけれどもね、そこに力を向けるだけ教員は時間が作れたのかどうかという検証はされていますか。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 議長、学校教育課参事。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 今の件について、私の方からお答えさせていただきます。

教員の子供に向き合う時間の確保という点でのご質問かと思いますが、これにつきましては4月1日に八雲町教育委員会として、教員の子供に向き合う時間の確保を含めた全体的な働き方改善プランの取り組みということで、各学校に計画を提示して、4月1日から取り組みを始めたところでございます。

この中には、今ご指摘のありました学習支援員といいますか特別教育支援員の活用だとか、あるいはICT機器の活用をして時間を生み出すだとか、あるいは部活動の問題だとか。そういったようなことを総合的に学校に組み込みを求めると、教員が子供と向き合う時間を確保していく。しかも勤務時間の中で確保できるようにということで進めているところですが。

それについての検証をするのかというような質問であったかと思うんですが、これにつきましては、この取り組みプランにかかわるアンケート調査を実は近々実施する予定で、今アンケート項目等の精査をしているところでございますので、そういったようなところ

の結果が出ましたら、また議会等にも報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 町長がつけてくれた予算をですね有効に現場も活用して、今、私が質問するよりも先に研究結果をまとめているというところなようです、今答弁を聞きましたら。それはそれで非常に是非効果が上がっているように期待をするんですけども。

朝日新聞の2018年の5月15日の新聞報道によると、いわゆるチーム学校の先生たちの負担を減らすためにいろんな施策をやっているけれども、今それはちょっとなかなか効果が上がっていないよと。ソーシャルワーカーだとかスクールカウンセラーだとか、そういった先生たちがいろんな問題の部分でもですね、この新聞報道によりますと、まだまだ現場は先生の多忙化が解決されていないという調査結果がありましたので。私は、八雲の結果は調べている最中だということで、非常に興味はあるんですけども。僕はこの新聞報道を受けてですね、現行の予算措置だけでは十分じゃないのではないかと。改めてその部分の問題提起をしてですね、町長に理解してもらいたいなと思うんですよ。

いわゆる、先ほどこの質問の読解力、国語力が低下している、もしくは身につけていないということが、もう調査のあれからいって20年間くらい放置されていたという現状が、実は八雲の中にも同じようにあるだろうというふうに想定した場合にですね、日本人が日本語を理解しなくてどうするのかという部分がありますから、国語力の向上というものに対しては、町長も非常に興味をもってもらいたいなと思います。そして現行の予算措置の部分には相当な効果があるという結果が出てほしいとは思いますが、多分、教育委員会の現場でもまだまだもっとやりたい事、やれる事はあるという部分は本来なら僕はもってらっしゃると思います。

是非ですね、教育何会議でしたっけ、町長がトップでいる教育の会議。是非、その場でも問題提起されると思いますから、いっそうのこのいわゆる国語力を身に付けるというところだけに限ってでもですね、早く効果が出るように、是非、町長に関心をもってもらいたいと思います。

国語力が身につけていないばかりに、他の教科も問題が何を書いているのか分からない、そのことによって、結果として点数が取れないのではないかとというのが、先ほどこの読解力判定の中で中学3年生の15%が主語が分からないと。主語が分からないんだったら、例えば数学の問題だとか社会の問題でも何を聞いているのか分からないということになる。点数をとるための技術力、テスト回答の技術力だけで答えを書いているのかな、というのが想定されるわけです。

是非ですね、国語力を早急に身に付けるという部分に町長は理解をされて、今まで以上に教育に対して関心を持ってもらいたいと思うんですが。この一連の私の質問の流れを受けてですね、町長はどう感じましたか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、おっしゃっていることは、私にもあまり理解の出来ない部分がたくさんありました。

ただ、私も国語力の理解力も足りないのかなと思ひながらですね、三澤議員さんの質問を聞いていましたけれども。

たしかに、私はやはりこの教育というのは、子供たちがいかにこれから生きていくのか、どういう生き方をしてきちっと生きていけるのかということをお教えるのが教育であろうなということをお思っている一人であり、大きくなっても、知識も大切ですが、やっぱり知恵も大事であろうと、そんな思ひもあります。

ただ、この勉強の仕方、教え方というのはその人、一人一人でいろんな関わり方が必要なんだろうと感じております。

この度、たまたま「向日葵のかっちゃん」という本をお読ませさせていただいて、我々も含め、やはり子供たちの触れ方、又はその思ひを伝えると、子供というのは無制限に能力並びに可能性を持っているんだなということをお、今回特にしみじみ感じながら、自分も子供に触れる時には、可能性を生かしていくような、そんな教育が出来ればなと思ひております。

これから教育委員会と協議をしながら、3月の予算議会にも予算をお提案しながら、子供たちがいかに能力をお発揮できるような、そんな教育をお目指して私も協力をおしていきたい、そういう思ひでありますので、ご理解をお願ひいたします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 冒頭、答弁の中で理解をおしていないという表現があったので、うーんと思ひながら聞いていたんですけども。

後段にお出ました、「向日葵のかっちゃん」の話もありましたけれども。自分を肯定される、認めてくれる環境、対教師だとか地域の在り方なんかもありますけれどもね。そういったところで子どもは能力をお発揮できる環境になると思ひうんですけども。

今の教育現場では先生が多忙であり、なおかつ小学校教育では新たに英語をおやりなさいだとか、プログラミング教育をおやりなさいだとか、どんどんハードルがお上がっていて、それに現場は答えなきやいけないという意味で、非常に大変な中にあると思われます。

そこでいて、振り返るかのように国語力が低下しているんだよというところにお向き合ってくれと言われてもですね、やっぱり現場は今でいっぱいいっぱいだと。カリキュラム的にも小学校低学年であっても6時間授業の枠がどんどん広がっているという現状をお考えますと、本当にこの古くて新しい課題の国語力を身に付ける、読解力をちゃんとつけるんだというところにおどこまで向き合えるのかなという心配が拭えません。

なおかつ、大人の中には生きていく力という表現の中にはですね、学校の勉強の結果なんか関係ないんだと受け止められる父母もいますし、関係者もいらっしゃいます。国語が分からないだとか、国語だけじゃなくて他の教科でも、先生の言っていることについていけないという子供は、いわゆる劣等感をお持って、自己肯定からどんどん離れていくんです

よね。

つまり、どんな授業であっても、今行われていることがどういうことかということを理解するという上でも、僕は日本語の日本語たるいわゆる国語力というものの低下というのを放置してはいけないのではないかなど。

それが、点数に跳ね返らなくてもですね、人の言っていること、人が残した文書やメモなんかも、伝えたい形でちゃんと本人に伝わるという環境をちゃんと担保していくという部分の教育水準というか教育レベルはですね、他所はどうあれ少なくとも八雲町は、1日でも早く満点の状態まで確保していくような心持ちで、是非行政運営をしていっていただきたいなど。

町長のようにたくましく生きられてここまでなられる人というのはやっぱりまれだと思います。出来れば、小学校6年間も中学校3年間も授業の時間もそこそ楽しかったよという子供たちが1人でも多くいられるように、現れるように、是非教育現場に傾注していてももらいたいなど。

本当に生きる力という表現はね、僕は両面あって怖いんですよ。生きる力を身に付ける、それはやっぱり学校の先生たちのいろんな努力で、身に付けてもらいたい基礎的な学力がちゃんとついた上での生きる力という理解を、是非関係者や父母にも持ってもらいたいですけれども。

学校の勉強なんか社会に出たら何も使わなかったよな、サイン、コサインなんかいらないよなって、そこまで飛躍して喋ってしまうのが本当に周りの中には多いものですから。だからその生きる力ということにも、僕も過剰反応をして言葉を加えさせていただきましたけれども。

是非、生きる力は勿論です。生きる力の根底は、僕は今回の場合、その読解力が低下しているということにしっかり照準を当ててですね、そこがこれ以上低下しない、ちゃんと回復できるように。

教育委員会は気付いておりますので、町長の側でも、是非それを応援する形でやってももらいたいと重ねて申し述べます。

改めて何か付け加えることがありましたら、よろしく願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） たしかに、三澤議員がおっしゃるとおりですね、やはり私も基礎は大切だと思います。生きていく上でもね、やはりその基礎的な、特に国語については読解力も含めて必要だと思っていますので。

これから先ほど話したとおり、教育委員会と協議をしながら予算措置等々も考えてみたい、そういう思いでありますので、よろしく願いいたします。

○9番（三澤公雄君） 以上で終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で三澤公雄君の質問が終わりました。

次に、佐藤智子さんの質問を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 早速質問に入らせていただきます。

旧優生保護法どう対応したか、ということで質問いたします。

旧優生保護法により、障がいのある方たちが強制的に不妊手術を受けさせられていた問題が、全国で大きく取り上げられています。全国では1万 6,475人、特に北海道は 2,593人と対象者が多いことがわかっています。国策であり、道も手術を推奨、1951年には指針を作成していたということでもあります。

今年に入りまして1月にも提訴した方がいましたが、5月17日には、道内の男性らが手術で人権が侵害された等の理由で、国に損害賠償を求める一斉提訴を起こしました。

今年3月には国会で超党派の議員連盟と与党ワーキングチームがそれぞれ発足、議員立法で救済法案をつくり、来年の通常国会に提出する方針で一致しているといえます。4月には厚生労働省が6月末までに調査を終えるよう都道府県に通知をしています。これを受けて道は、道内すべての医療機関と障がい者施設、児童養護施設など、計4,304カ所と179市町村に対し、調査を依頼し、保存されている資料の有無の報告を求めています。

八雲町は、精神科と産婦人科を持つ病院でありますし、この旧優生保護法というのは昭和23年から平成8年までの長きにわたり行われてきた国策であります。そういう国の施策でありますので、自治体や医師の判断云々ということではなしに、こういう不妊手術をやることに至った経緯もあるのではないかと思います。その辺を危惧しているところなんです。当町はこの調査に対し、どのような対応をしたのか、お伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは佐藤議員の一つ目のご質問にお答えいたします。

旧優生保護法による強制的な不妊手術につきましては、優生思想に対する批判の高まりなどを受け、平成8年に関係する条文が削除されました。しかし、最近の報道では、法に基づかない不妊手術の強要があったとして提訴する動きや、議員が指摘されたとおり、救済法を定める動きも出てきております。

こうした情勢のなか、北海道では旧優生保護法に関する相談センターを設置するとともに、議員のご質問にありましており、旧優生保護法に関連した保存資料については、平成30年5月18日付け、北海道保健福祉部少子高齢化対策監発の文書で、市町村及び医療機関に対する調査の実施、関係資料の保全についての報告の協力依頼の通知があったところです。

当町では、当時優生保護法にかかわる申請等については、本人・家族から、直接保健所に提出されているものであったため、町に対し審査結果等の書類の送付は一切行なわれておりません。

不妊手術を行った方の一覧や、当該優生保護法に関する資料等はありませんでした。

今後、個別調査依頼が北海道からあった場合、保健師が訪問や面談をおこなった際に作

成する個別の支援経過記録から、関連する記載がないかを一つ一つ確認する作業を行い、協力してまいりたいと考えております。

八雲総合病院においては、病歴庫に保管されている永年保存等の重要書類等の確認及び婦人科外来の適用者台帳等を調査いたしました。当該優生保護法に関連した資料は確認されておりません。当時の流れといたしましては、医師から保健所に不妊手術申請書を提出し、北海道の審査会を経て、施術が可とされた場合に実施しておりますが、これに関連したものは確認できませんでした。

熊石国保病院でも、院内に保管されている関連資料等を調査しましたが、確認できませんでした。

なお、北海道への報告期限の6月29日以降に関連文書等が見つかった場合は、その都度、報告することとなっておりますので、指示に従って対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 今、関係書類は八雲町内からも熊石地域の方からも出てこなかったというお答えをいただきました。資料が出てこなかったということイコールそういう不妊手術は行われなかったというふうに信じたいんですけども、これは町長に聞いても答えられないことだとは思いますが、そういった資料が破棄されたという経緯は一切ないのでしょうか。

○総合病院医事課長（沢野 治君） 議長、総合病院医事課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院医事課長。

○総合病院医事課長（沢野 治君） 手術に関する部分、当病院で保存しているもので確認出来なかったということで、あった、なかった、を含めて確認が出来ておりません。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） それで、先ほど町長も触れておられましたが、高橋はるみ知事が障がい者施設など、入所者に対し希望すれば保健師など職員を派遣して相談に応じる方針を示したとあります。これ、なかなか入所者本人が希望して話したいことがあるので、ってなかなか言いたくても言えないとかですね、もうそういう記憶を残していない方々も施設にはおられると思うのですけれども。保健福祉課等の方ではどのようにこれらの知事の方針について、どのような見解でおられますか。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（紺谷英友君） ただ今の佐藤議員の質問にお答えいたします。高橋知事からのそういう対応について、まだ正式にこちらの方に通知等が来てございませんので、来ましてから改めて課内の方で調整させていただきたいと思っております。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） そういう事情であるということは承知いたしました。この問題はこのままで終わらないであろうとは思われます。町としては先ほど町長がおっしゃったように、この報告の後にそのような資料が見つかった場合は逐次報告対応していくということであるということで、それを真摯に対応していただきたいと思います。その、今保健福祉課の方ではまだ対応できていないということですが、自らこう、施設の方から何か報告は受けていないのでしょうか。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 町内の事業所の方から1件ほど相談があったということで報告を受けております。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） その1件の相談というのは、そういう恐れがあるかもしれないんだけど分かる方法があるだろうかとか、個人のプライバシーにかかわらない程度でその依頼のあった相談について、もう少しお話をしていただけませんか。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 今回のケースでは、道の方の相談窓口についての紹介をさせていただいております。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 相談窓口の問い合わせだったということですね。

それと、八雲保健所とのやり取りは何かなさっていますか。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（紺谷英友君） 八雲保健所の方にも確認をしましたが、当時の記録とかが一切ないということなので報告を受けておりました。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 現状は資料がないということだと押さえておきたいと思います。新聞報道等で皆さんもご存知だと思いますけれども、障がいがなくとも暴力行為で、青少年の時の話ですから、いわゆる昔よく言っていた不良ということですかね、不良だった青年が無理矢理強制手術されたという事例が今回提訴した方の記事の中に書かれていました。で、そういうふうに女性だけじゃなくて男性もされていたということで、男女の比率等は

分かりませんが、多分ずっと、その方76くらいだったと思うんですけども、ずっと60年間くらいですかね、言えないできて、やっと奥さんに話したというようなことでしたけれども。やっぱりこういうことはデリケートな問題ですので、言えないままでずっといる方というのは実際にいると思いますので、今後本当にそういう資料がないのかどうか、また、八雲町としての真摯な対応が求められていると思いますので、町長のお考えをもう1度伺いたしたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、先ほどから申し上げているとおりですね、道からの調査等々もこれからももしも出てくるようであれば、即座に報告をします。

また、いろんな施設からの問い合わせ等々も真摯に受け止め、道と協議をしながら対応してまいります、そういう思いであります。

本当にこのことは私も個人的には大変残念なことだと思っております、しっかりと対応していくつもりでありますので、ご理解をお願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） これで1問目は終わりにいたします。

○議長（能登谷正人君） それでは、暫時休憩いたしまして、お昼にしたいと思います。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き、会議を開きます。

佐藤智子さん、一般質問をお願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） では、2問目いきます。

八雲町の子どもの貧困調査・子どもの貧困対策計画について伺います。

「子どもの貧困対策法」の成立から4年が経ちました。2014年に施行され、国は「子どもの貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、北海道は「子どもの貧困対策推進計画」を策定、また、道として「子どもの生活実態調査」を実施し、今年3月に集計結果が発表されました。

所得が平均世帯の半分、年122万円未満の家庭で暮らす18歳未満の子どもは全国で6人に1人の割合、北海道では5人に1人というデータです。

八雲町は、子どもの貧困をどのような視点で捉えているのでしょうか。また、八雲町の子どもの貧困調査に取り組む考えはあるのか、お考えをお聞きます。

貧困は連鎖すると言われております。子どものうちから貧困を断ち切るためにはどんな手立てが必要とお考えですか。子ども食堂や無料塾などを視野に、子どもの貧困対策計画をたてるべきではないかと思っておりますので、お答えをお願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは佐藤議員の二つ目のご質問にお答えいたします。

子どもの貧困の問題はマスコミ報道等によっても取り上げられており、八雲町においても、貧困は子ども達の生活や成長にもさまざまな影響を及ぼすものと捉え、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう支援していくことが、大切であると考えてございます。

北海道では、平成 27 年度に各市町村と連携し貧困対策に取り組むため、「北海道子どもの貧困対策推進計画」を策定しており、当町もこの計画を基本に、生活困窮世帯に対し教育支援、経済支援、保育所等への優先入所のほか、今年度から実施しております給食費の無償化や、保育料軽減などの施策を推進しております。

現状では、八雲町独自での貧困調査の実施は考えておりませんが、子どもにかかわるすべての関係機関が連携していくことが重要であり、今後も教育部門、福祉部門等との連携はもとより、地域の身近な民生委員、児童委員の方々からの情報提供をいただきながら、実態把握に努め、それぞれ必要に応じた支援に、繋げてまいりたいと考えております。

また、近年、全国的に広がっている子ども食堂や無料塾等の取り組みについては、様々な運営形態が行われておりますが、いずれもボランティア等による柔軟な発想と、自発的運営で行われ、こうした強い意志からなる行動が事業を継続していくうえでは重要であると考えております。

今後、このような取り組みをされる団体等が、当町においてできた場合には、自主的な運営を町としてどのようにバックアップしていくか協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 佐藤議員の質問に私からお答えいたします。

教育委員会といたしましては、子どもの貧困対策として、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、ランドセルや制服などの新入学児童生徒学用品費のほか、通学用の靴や雨具などの通学用品費、修学旅行費などを支給する就学援助を実施するとともに、「八雲町奨学基金」を設け、経済的理由によって就学困難な生徒学生に対して、無利子の奨学金の貸し付けを行っております。

また、昨年度には就学援助の新入学児童生徒学用品費の支給額を、ほぼ倍に増額するとともに、小中学校入学前の3月にその支給を行い、準要保護世帯の負担軽減を図ったところでございます。

さらに、今年度より、町長の答弁にもありましたように、子育て支援や食育指導の充実の観点から給食費の無償化を実施しております。

教育委員会といたしましては、今後とも子どもの貧困対策として、こうした取り組みを継続して行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 今、町長と教育長から施策を話していただきました。本当に近年、八雲町としても子どもへの支援策が大変進んだのではないかなと思ってはいます。

一つ、この法律ができたということですね、数字上は貧困率というものも押さえておく必要があると思うのですが、おおむね八雲の子どもの貧困率というのはどのように押さえているのでしょうか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） ご質問にお答えいたします。貧困率の指標と申しますのは、様々な機関ごとによってちょっと指標が様々ございまして、国が公表している貧困率は、国民生活基礎調査の結果を基に非常に高度で専門的機関の基準に基づき試算した相対的貧困率というものを採用しております。

また一方ですね、日本財団では生活保護世帯と一人親世帯の子どもの人数を貧困数と捉え、子どもの総数で割り返したものを貧困率という形で定義づけております。

このことから、各機関によって調査内容も基準も異なっているため、比較検討はなかなか難しいものになっております。

八雲町で現状把握できる手段とすれば、日本財団と同じ指標での試算でありまして、同じく試算し得られる平成30年3月現在の18歳未満の貧困率で申しますと9.24%、こちらは11人に1人の貧困という形で、国の方は最新で7人に1人。

道の方では、これは山形大学の戸室准教授が独自の理論で算定した部分で、国の方では都道府県ごとの貧困率というのは公表しておりませんので、この山形大学が公表した部分では5人に1人という形で言われております。以上です。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 11人に1人というのを多いと捉えるか少ないと捉えるかで施策も違ってくると思いますけれども。30人学級であれば3人、40人学級であれば4人ほどは貧困に陥っているお子さんだというふうに、単純には捉えることが出来るのではないかと思います。

これらのお子さんというのは生活保護世帯もあるでしょうし、それから就学援助を受けているお宅もあるでしょうし。また、母子家庭、父子家庭、そういう家庭環境にあるお宅が多いのではないかと思いますけれども。最近は見えない貧困というのもありまして、経済的にはそんなに困窮していなくても、両親共働きで一人で食事をしなければならない個食ですとか、農業新聞の方でも朝食を抜いている子どもが非常に増えているという報道がつい最近ありまして。そういう子ども達には誰かと一緒に食事をする場を提供する必要があるのではないかという事が述べられております。

子ども食堂というのも、皆さん最近よく聞くとありますが、全国では2,000か所を突破

したということで。道内でもはじめは少なかったんですが今は 100 か所ほどあるということで、こういう子ども食堂というの、おおかたボランティアなんですけれどもも必要な面もあるのではないかと思いますね。

私がある知り合いから聞いたところ、町営住宅に母子家庭がありまして、お母さんが出かけていることが多くて、その低学年というか中学年くらいの兄弟はカップ麺がほとんど、毎日のようにカップ麺ばかり食べているみたいな話を聞いたことがあります。そんな家庭ばかりではないと思いますけれども、そういう食生活の貧困というのは、周りでは目に見えませんが、調査することによって見えてくるのではないかと思いますね。

調査しないというお答えでしたけれども、国からの補助金もありますので、再度八雲の実態を調べてみようとはお考えになりませんか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 貧困の調査についてでございますけれども、やはり総合的な子供の貧困の調査という形で国や道のを例にさせていただきますと、相当なボリュームでデリケートな部分まで踏み込んだものとなっているような状況でございます。

さらにですね、調査結果を単に数値上で積み上げただけでは施策になかなか結び付けられないということで、先ほど申しましたとおり専門的な機関などによってマッチングやクロス分析などを経て、やっとそこで大まかな状況が把握できてくるというものになっております。

なかなかこの町村単位です、こういった分析等のノウハウもなく、また、調査基準等も国や道で様々異なっておりまして、マニュアルも示されていない状態の中で、なかなか単独での調査は厳しいなというふうに思っているところでございます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 町村ではないんですけれども、函館市で子どもの生活実態調査をやったんですね。

その予算は 340 万円ということで、4,000 世帯を調べたという事なんですけれども。やはり全体ではなくて抽出調査なんですよね。5歳のお子さんを持つ保護者と、それから小学5年生、高校2年生、それからそれぞれの保護者という形で調査をしております。

なんでその学年にしたのかというと、受験ですとか多感な時期というんですかね、調査するのにちょうどいいのではないかという判断で、その年齢層にターゲットを絞ったようです。

その 340 万円の使いみちというのはですね、これがいいかどうかというのはちょっと判断は任せますけれども。民間委託にその 340 万のうちの 313 万を使っていると。で、あとの 26 万なにがしは、その郵送したものの受け取りの郵便料等に使ったという事です。

その国の補助金なんですけれども、「地域子供の未来応援交付金」というもので、3つくらいその事業の内容があるんですけれども。その一つ目にですね、実態調査、分析、支

援ニーズにこたえる資源量把握及び支援体制の整備計画策定。で、実施主体は市町村。で、補助基準額は 300 万円。で、国庫補助率が 4 分の 3 ということで、結構比率の高い補助になっています。

あとは、そのコーディネーターの位置づけを含む具体的な体制整備に人口 25 万人未満だと、これも 300 万円。で、補助率は 2 分の 1 です。

それからコーディネーターの養成研修等、これは都道府県なので当てはまりませんが、三つ目には地方自治体独自の先行的なモデル事業ということで、これが実施主体は市町村で、標準型 800 万というふうにありますけれども、これも補助率は 2 分の 1 ということで、半分です。

実施期間が 27 年度から 5 年程度にということで、今年度と来年度なんですよ、補助期限が切れてしまうのは。それ以降続けばまた利用できますけれども。

もし、調査計画を立てるのであれば、この補助金のある来年度に是非考えていただきたいと思いますけれども。なかなかしんどいことだとは思いますが、民間委託という手は使えると思いますので、お考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 質問がございました地域子供の未来応援交付金の活用についてでございますが。

先ほど議員がおっしゃったみたいに平成 27 年度から創設の補助金でございまして。年々国の方の予算措置額が減っているような状況でございます。というのは、相当ちょっとハードルが高い交付金でございまして、利用団体が少ないというのが実情で、平成 30 年度は全体で 1 億 5,000 万円という措置にまで落ち込んでいることでございます。

というのは、実際この交付金の活用にあたっては、調査後の支援体制整備の計画や町内全域にかかる現存と今後必要な支援量の把握など、非常に要件が厳しく、調査だけならいいんですけども、調査後の結果をですね、その支援体制や今後進める整備事業内容全てセットで要望しなければならず、非常に自由度に欠けているような状況でございまして。現時点ではこの交付金の活用は町としては、ちょっと難しいのかなと。

民間への委託につきましては、ちょっとこれから国の方や道の方で、先ほど言った道の生活実態調査という部分の北海道大学と共同でやった調査なんですけれども、大学の方も含めて道の方で連携して分析しているということでございますので。そういった部分の分析結果を見計らってですね、やはり町としては道と共に、道の計画がございまして、その計画にのっとり、その計画の中でまた各市町村と民間と連携して計画の推進という部分を掲げておりますので、そういう形で動いていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） いろいろ研究もなさっているようで、事情もあるということは理

解をいたします。その道の調査に対して、各市町村で情報提供しないと集大成という結果がでないと思うんですけども、八雲町としてはどのようなデータを道の方に提供したんですか。簡単でいいので。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） この道の計画は毎年見直し等を行うような経過になっているんですけども。先ほど言ったように道の方も実際に貧困率まで出すような調査に至っていないということで、基本的に指標としている部分ですね、生活保護世帯と一人親世帯の割合と、あと先ほど言った生活保護世帯と一人親世帯のかかる大学の進学率だとか、そういった部分を全国的に並べていきたいという部分での指標を設けている程度でございます。その中で市町村から吸い上げられる数値というのは、やはりちょっと形式的な手続きにはなってしまうんですが、例えば教育の部分で申しますと、全道の市町村から吸い上げたのは、退職職員等の非常勤の配置とか、あと生活支援でいいますと生活保護者自立支援のための相談件数とか、保護者に対する就労支援でございますと生活困窮者への就労支援、経済的支援で申しますと医療受給にかかるその支援体制だとか、そういった部分の件数を報告するような形になっております。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） いずれにしても、これは調査するのが目的ではなく、調査したことによって何をやっていくことが子どもやその親のためになっていくのか。または八雲町の未来のためになるのかというところが要というか、だと思っております。

無理矢理調査しなさいということでは、もちろんありません。道でもまだはっきりしていない部分があるということなので、それは町として十分に協力をしていくところだと思います。

小さいところでは難しいということですが、近くでは江差町が調査を実施するようなことを言っておりますので。もし、調査結果などが出たら、またそういうのも参考にしながら八雲町としてこういう実態調査が必要かどうかというのを十分考えていただけたらなと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

さらんべ公園でのお祭り復活を、と題しまして質問いたします。

昨日は本当に暑い中、つつじ祭りに参加していただきありがとうございました。自分はちょっと都合で行けなかったんですけども。

今年で「落部つつじ祭り」が終わってしまうということで、残念だとの声は町にも届いていることと思います。落部地域の事情を知る人間としてもやむを得ないものがあるなと思っております。

八雲地域では、さらんべ公園のさくら祭りがなくなってからどのくらい経つのかなというふうに思いますけれども。特に高齢の方々がですね、これは町長にお伝えしたいと思っ

て今日この質問をするんですけれども。「八雲町はなんもないものね」って、なしてそうやって言うんだろうなって思うんですけれども。「なんもなくて寂しい」って言うんですね、私の知り合いですけれども。そんなことはないはずですよ、これから山車行列もありますし、つい先日は熊石であわび祭りも大盛況だったし、冬は冬でさむいべや祭り等がありますし、秋には大漁秋味祭りがあって、十分町民が参加する楽しいイベントがあると思うんですけれども。

なんでこういう声が出るのかなって、自分なりに考えましたところですね、やっぱり自分の足で歩いて行けるところでそういう春のシーズンに、前やっていたの楽しかったものになってというのが頭から離れないんでしょうね、きっとね。

それで、身近なところでそういう春のイベントが出来ないものかというのが今回の提案でございます。

さらんべ公園は桜がてんぐす病というので、上手く育たないというのがありますし。また、あそこは風が通り抜けてちょっと寒いところでもあるので、厳しさはあるんですけれども。昔から憩いの場として大変愛されている公園でありますので、桜にこだわらずに、さらんべ公園で春のお祭りを復活できないかどうか、お伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、佐藤議員の三つ目のご質問にお答えいたします。

さらんべ公園におけるさくら祭りにつきましては、八雲観光協会が主体となり、寄付や町からの補助金などを財源として行われていましたが、平成18年度に策定されました「八雲町行財政改革大綱」に基づき補助金が削減されたことや、桜のてんぐす病が蔓延し景観が損なわれたこと、さらには、平成18年6月に道立公園噴火湾パノラマパークがオープンしたことに伴う、観光協会内でのイベント見直しの機運の高まりなどから、平成19年度から取りやめたと承知しております。

永年にわたり継続されているイベントにつきましては、近年、八雲町のみならず、近隣町村においても、内容のマンネリ化、関係者のモチベーションの低下、さらには、実施者の高齢化や担い手不足、財源確保の厳しさなどの理由から、縮小や廃止をしたい旨の意向が相当数あると、他の自治体関係者からも聞いているところでございます。

このような状況を踏まえますと、一度民間団体が中止したイベントを、改めて行政施策として実施する意義はないものと考えてございます。

このため、議員ご指摘のさらんべ公園におけるお祭りなどの開催につきましては、まずは希望される方や、それに共感する方々が自ら率先して取り組んでいくべきであると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） そういう答えになるのは目に見えていることでしたが、つつじ祭りも実行委員会形式で頑張ってやってこられたお祭りだということで考えれば、どのお祭

りも実行委員会があつてのお祭りであるとは理解いたします。

時代背景もその取りやめになった経過もお話をしていただいたんですけれども、その当時は本当に行革行革ということで、いろんなものが補助金が削減されたり、イベントが中止になったりという、そういう時がありました。

しかし、近年は、行革はもちろん続けていかなければならないんですけれども、町民が楽しみにするイベントというのがつつじ祭り一つとっても減るわけですから。

それには補助金が130万ほど、今年は最後なので100万上乘せになっていましたけれども、それだけ出ていたわけですよ。それを振り向けることは出来ると思うんですよ。

自治体主導でお祭りはなかなかやれないという事ですけども、何らかの形で働きかけをすれば手を挙げる人も出てくると思うんですよ。

是非、ここではさっと切り捨てるのではなくて、そういう高齢の方たちの楽しみのために、歩いて行ける場所でイベントをといるのを、再度考えていただけないでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員のご質問にお答えいたしたいと思います。先ほどから答弁をしているとおりですね、このイベントというのは町で主導してやるものではないと、私も認識しております。

たしかに、行財政改革の中で補助金等々もカットされた事業もあり、例えば山車行列につきましても、はじめは本当の町民の中のリヤカーから始まったものが続いてきて町の一大イベントになってきたということもあります。

また、さむいべや祭りにつきましても行財政改革の中で中止ということも考えましたけれども、実行委員の方々から再度自分たちで頑張ろうということで、今のパノラマパークでのさむいべや祭りになってきているということも鑑みると、やはり町が主導して行うイベントではなく、やはり町民の中から盛り上がってきたものに対しての町の支援だという認識であります。

ただ、高齢者等に関してのイベント等々は、いろんなボランティアの団体、または社会福祉協議会等々でも、地域の中でも高齢者の老人会等々を行っているとお聞いておりますので、高齢者の中にももう少し何か楽しみをという声があるというのはお聞きしておりますけれども、それが今のさくら祭りというわけではなくですね、いろんな考え方もあろうかと思っておりますので、さくら祭りは町が主導して今やるという事にはなりませんので、ご理解をお願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） つつじ祭りで出店していた人たちも今度場所がなくなるわけですよ、そういうお店を出して少しでも商売というか、やり取りするという場が一つ減ってしまうと。

それで、町主導ではという事ですけども、観光協会の方に働きかけて橋渡しみたいな

ことは出来るんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先ほどから申しているとおり町が主導するのではなくて、それは町民の中や観光協会も役員さんも会員の方もたくさんいらっしゃいますので。その中から話が出て、後に町の方に要請があればそれは検討してみたい、そういう思いでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 話が噛み合わないね。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 何度言っても駄目そうですね。いろんなイベントの持ち方があると思うんです。パークゴルフ大会はさらんべではやらないでしょうけれども。

今、フットパスというのでね、体にもいい、そういうハイキングみたいな、コースを自治体の方で提供して、そのフットパスというのを楽しむというイベントなんかもね、それは体育協会とか何かそっちの方になるのかもしれませんが。そういうのを考えたりですね、さらんべと冠をつけたお祭りをすれば、きっと、これはただお祭りをやれということではなくて、八雲町活性化の一つの試金石になると思うんですね。だから、今ステージも取り壊してしまったんですねけれども、仮設のステージというは予算があれば建てられることでありますし、つつじ祭りで呼んでいた歌手ほどじゃなくても、誰か芸能人をさらんべ公園にまた呼んでですね、イベントを催すという事も十分考えられるのではないかと思いますので。

私じゃなくて、もし町長のところに、いやなんとか楽しいことをやってくれないかい、という声が届いていると思うんですね。そういう直接届いていないですか。そういうことを言われたら町長はなんて答えるの、それで最後にしますから。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 先ほどから答弁しているとおりでですね、私のところに例えばさらんべ公園の話も、今はありませんけれども、なくなった当時はいろんな話がありました。

ただ、このさらんべ公園のさくら祭りも、たしかに参加する人たちも楽しいだろうけれども、また実行委員会として運営する側の、その人たちの厳しさというんですか、大変さというのを私も認識しておりますので。先ほどから申しているとおりでですね、これは是非ですね、佐藤さんがそう思うのであれば、佐藤さんが自ら声を上げていただいて、その中で観光協会や町が参加するというか支援をするという形が、私は一番いいんじゃないかと思っておりますので、どうか佐藤議員さんも率先して、このさらんべ公園のお祭りを復活ということで声を上げていただければ、また賛同する方も多くいればですね、また復活も出来るものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 私もいろいろと考えていきたいと思います。

じゃあ、これで質問を終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で佐藤智子さんの質問が終わりました。

次に、岡島敬君の質問を許します。

○1番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○1番（岡島 敬君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

子育て支援から見た公園整備の今後はということで。町長は平成30年度町政執行方針では、「若者が安心して子育てができる環境の充実が重要である」と子育て支援について示し、重点項目の「緑化・環境美化の推進」では、噴火湾パノラマパークの充実と管理運営に努め、町内各公園は引き続き各町内会等の協力を得ながら、子ども達がいつでも安全に遊べるよう、遊具等の点検を定期的に行い、適正な維持管理に努めるとあります。今後の公園については維持管理に終始しております。

町が目指す子育てしやすいまちの実現に向け、子育て支援策における公園の位置づけをより強め、計画していく必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは岡島議員のご質問にお答えいたします。

八雲地域には、まず、都市計画区域内には子育て支援センター内の「しらかば公園」を含めると、11か所の街区公園と、「相生公園」など近隣公園が3か所、公益公園としての「噴火湾パノラマパーク」やその他に7か所の公園があり、都市計画区域内には22の公園がございます。

また、都市計画区域外には「落部公園」をはじめ、各地域に6か所の公園があり、安全に遊べるよう遊具等の点検を行い、適正な維持管理に努めているところでございます。

今回のご質問にあります、子育て支援策における公園の位置づけをより強め、計画していく必要があるのではないかとありますが、人口減少に伴い子どもの人数も減ることを考えますと公園の数を増やすことは維持管理費の増加となりますので、財政的に難しいと考えております。

遊具につきましては全体的に老朽化が進んでおりますので、修繕して使用できるものについては修繕しますが、危険と判断され修繕に多額の費用がかかる遊具については撤去していく計画でございます。

ただし、利用頻度が高いと考えられる、近くに学童のある「しらかば公園」、栄町の「かつら公園」、村内写真店向かいにある「ウエルカム広場」の3公園と、「相生公園」の遊具につきましては、更新も行い現状を維持していく予定でございます。

公園的には、子どもさんから高齢者の方々まで利用されることを目指しますので、今後も適正な維持管理により、皆さんに利用していただける公園管理に努めたいと考えており

ますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○1番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○1番（岡島 敬君） まず、公園の現状ということで都市計画区域外の公園の箇所数等についてのご報告があつて。

今後、人口減少に伴う少子化ということで、財政的にも今後のニーズ含めて難しいという答弁だったというふうに思います。そういう中で、利用頻度を考え、学童3か所と相生公園については整備をしていくということでございますが。

町にはそれぞれ計画がありまして、総合計画の中では今言われたように維持管理を行っていくということの記載のみであります。その他の計画でいくと「公共施設等総合管理計画」、これについても公園自体の管理にはなっていない、管理棟やトイレが対象と、箱物ということで対象になっていて、公園自体のその辺の計画自体がなっていないとか、計画されていないというのが実態かなというふうに思っております。

またですね、都市計画のマスタープラン、これの中でも緑の整備と保全ということで、この中にはですね、八雲町の豊かな自然を背景に策定された緑の基本計画を基に自然を活かした緑の整備、保全を図るというふうになっております。

この緑の基本計画というのは何かというふうにちょっと調べてみたら、平成15年度に策定している計画で、これは平成32年までの計画でこれ当時作られているみたいなんですけれど。これ自体が今都市計画マスタープランの中で、これを基にということで計画の位置づけがされているんですが。この緑の基本計画自体が今生かされているのかどうか、この辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） 議長、公園緑地推進室長。

○議長（能登谷正人君） 公園緑地推進室長。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） 今の緑の計画の関係でございますが。

確かに平成17年に作られまして、その後、改訂だとかがされていなくて計画的には32年までということで。当時はもう少し街区公園につきましても全体的に公園のないところには2か所くらいかな、計画がございましたし、近隣公園につきましても計画がされておりました、その後はひらの公園とか近隣公園は作られております。街区公園につきましては、増えてはいないんですけれども、先ほど言いましたように当時から比べまして今後の人口減に伴います子供の減少というものを鑑みますと、なかなか当時の計画通り公園を増やすというふうには今なっていないというのが現実だと思います。

○1番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○1番（岡島 敬君） まずその、今の答弁の中で時代背景とともにということであったんですけれども。平成27年の7月に改訂版ということで、都市計画のマスタープランが策定されている。その中で、緑の基本計画を基に自然を生かした緑の整備保全を図るということであつたというふうなことで。この辺の整合性というのはどういうふうになってい

るのでしょうか。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） 議長、公園緑地推進室長。

○議長（能登谷正人君） 公園緑地推進室長。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） 当時の緑の基本計画というのは、公園だけではなく町中の緑地だとか、そういうことも含めての計画でございますので、マスタープランにつきましてはそういうのも含めての抱合した形で、公園の部分につきましては、たしかに増やすというふうにはなっていないんですけども、町中のその緑は残せるものは残していくというような、計画はそのまま引き継いでいると言いますか、そういう基本的な部分は残っているというふうに思っております。

○1番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○1番（岡島 敬君） 国はですね、都市公園法の改正についてということで、緑地法の一部を改正する法律ということで、この中ではその緑豊かなまちづくりに向けて、以下のような課題が顕在化ということで。要は量的課題ですね、こういうものと質的課題、公園ストックの老朽化の進行、魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等ということで。その辺を見直して緑の基本計画の記載事項を充実してくださいという、そういうような取組みということで国は要請をしております。

要は、時代とともにその公園の在り方ということも当然変わってきているということで、現状として町は昔からある公園の維持管理ということで、遊具については老朽化したものは撤去ということで。今のニーズに果たして合っているのかも含めて、そういうものを国としてもこれから新たな空間として見直し、又は活用をしていってほしいということで要請をしております。

この辺についての町の考え方をお伺いいたします。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） 議長、公園緑地推進室長。

○議長（能登谷正人君） 公園緑地推進室長。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） 国の方針でございますけれども。たしかに緑の量の充実だとか、整備の方の充実ということも挙げているんですけども、これは遊具だけではなくてですね、広場で遊ぶ子供さんだけではなく、高齢者の方にも使っていただけるように整備なり維持管理を続けてほしいという意味合いでございますので。

たしかに、遊具の部分ではなかなか整備というのは進まないんですけども、遊具だけではなく、その他の環境管理も含めて皆さんに使っていただけるような公園の維持管理を今後も続けていくというふうに考えてございます。

○1番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○1番（岡島 敬君） 皆さんに使っていただけるような公園で今のものを維持管理していくということで。まさにそれが今の時代背景に合っている、っていう認識という捉え方でいいのでしょうか。

子育て世代、町長は子育てのしやすい町ということで、子育て世代の方々の声というものもいろいろとあると思うんですけども。そういうものも含めて、先ほど遊具だけではないと。勿論、遊具だけではないですね。公園は憩いの場として高齢者を含めて地域の方々のそういう場所であるべき空間ですから、それは分かるんですけども。ただ、そういうものも含めてですね、公園の在り方というものをこれからは考えていかなければならないですし、声を聴いていかなければならないというふうに思うんですが。

例えば、その子育て世代の方々の声というのは、現状の公園について満足度を含めて、その辺の認識というのは、町ではどのようにされているんでしょうか。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） 議長、公園緑地推進室長。

○議長（能登谷正人君） 公園緑地推進室長。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） パノ라마パークの中でママ友サミットというのが昨年実施させていただきまして。町内の子どもさんがいる方に集まっていただいて、いろいろ公園の事について要望なり聞くという、そういうことを行ってですね。

人数はたしか少なかった、ちょっと8人くらいしか集まらなかったんですけども。その中では主にパノ라마パークの話が中心になってしまったんですけども、その他の公園につきましては、たしかに遊具が古いだとかサビているだとかいうのと、維持管理上の草刈りという話も出たんですけども。それが全て皆さんの、たしかにニーズに応えているかどうかというのは、なかなか難しい部分があるんですけども。

パノ라마パークにつきましては、非常に管理もされてしょっちゅう使わせてもらっているというような意見で、その他の部分についてはなかなか場所だとかも分かりづらいという話も出ておりましたので、そこら辺につきましてもネット等で分かり易く出来るように今後します、というような話はした経緯がございます。

○1番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○1番（岡島 敬君） パノ라마パークについては非常に屋内、屋外共に人気のある公園だと思ってます。町内の方に限らず町外からも多数の方がいらして、非常に人気の高い公園だという認識はしております。

ただし、町民からは距離的な問題等も含めてですね、町中で遊ばせる公園がないという意見があるというのが実態かなというふうに思っておりますが。その辺も認識はされているということですね。

子育て支援に関するアンケートということで、過去に平成27年7月と29年の8月に文教厚生常任委員会で幼稚園、保育園を含めてアンケート調査を実施させていただきました。

そういう中で非常に公園については、そういうアンケートの中の声としては、やはり家の近くというかですね、町内に公園がないという意見。それから、外で遊ぶことが多いので、水遊びが出来るところがほしいとか。もう少し子どもを連れて遊びにいける施設が近くに多いと助かるというような声。

あと、八雲町には安全に子どもらしく遊ぶ場がないと常々感じていると。車で連れてい

く余裕がある人は余所に遊ばせにわざわざ行くことを知ってほしいということですね、そういうような声もあって。これでいくと、当時のアンケート調査でいけば、約全体の回答、これが177人が遊び場についての必要性というのを、アンケート調査の中では訴えております。

こういうような声をですね、もちろん議会も町民の声を聴いてですね、それを施策に反映させていくということが重要ですけども。町も同様に町民の声を聴いて、それを施策に反映させていくということが最も重要かと思うんですが。

今の声というかですね、その辺についての町の考え方を改めてお伺いいたします。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） 議長、公園緑地推進室長。

○議長（能登谷正人君） 公園緑地推進室長。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） 今、ありましたように町民の声ということで、たしかにまだまだ公園使いづらいと言いますか、行きづらいということなのか、どこにそういう児童公園があるか分からないくてそういう話が出ているのかというのは、ちょっと分からないんですけども。

この市街地だけを見ますと、それなりにばらけた形で今の街区公園というのがございますので。そんなに行くところがないとか、そういうことではないのかなと思っておりますので。やはり皆さんに周知するのと、使いやすいと言いますか、遊具もさびているところに行ってもなかなか使いづらいという部分もあるかと思っておりますので。

そこら辺も含めて、撤去するものは撤去するんですけども、直せるものは直して使っていくということで、皆さんに利用していただけるという部分を、今後進めたいと思えますし、その整備した中でさらに足りないと言いますか、もっと整備してほしいとか、そういうご意見がございましたら、そこら辺につきましては、今後、財政的なことも含めまして検討していきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○1番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○1番（岡島 敬君） 課長、見たことあります今の公園。現状の公園で行くところがないというような、その声には応えているというんですけども。現状の公園を我々も全部回らせてもらいましたけれども。

たしかに大きい公園は別として、元々ある児童公園と言われるような公園については、ちょっとあまりにも子どもを遊ばせるとか、憩いの場とか、そこで何かをすることかというような発想とかね、そういうような場所にはなっていないとは思いますが。

それを維持管理しながら利用していただけるようにしていくというのは、どのようにしていくんですか。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） 議長、公園緑地推進室長。

○議長（能登谷正人君） 公園緑地推進室長。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） おっしゃるとおり、今の街区公園の状況、遊具も含めてですね、かなり老朽化が進んでいるというのは確かでございますので。なかなかそれ

を上手く利用するという話にもならないという意見もよく分かるんですけども。

とにかく今のその中を少しでもですね、まず遊具だけでも直せるものは直して、使っていただけるようなものに、まずは進めるということが大事なと思ひまして。総合計画と申しますか、中で、3年ほどの中で今の公園を撤去なり、それから直せるものは直していくというような予算なり計画を上げている状況でございます。

○1番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○1番（岡島 敬君） 現状としてはやはりそういう認識は持たれているというのがよく分かったと思ひます。

で、さっき言ったようにそういう財政的なものも含めて、町の施策を含めて全体の中のバランスという中で、果たしてその公園の整備というのがどれくらいのニーズを含めて声としてあるのか。

また、その今後の必要性を含めてですね、少子高齢化の時代と共に数の問題だとか、本当に必要なものを整備していくということが必要だと思うんですね。

僕から言わせれば、今あるものを果たしてまったく利用されていない実態のようなところを維持する必要があるのかなという気もしますから。そういうものも含めてですね、足りないものは足りない、必要なものは必要ということで、やっぱり良くしていかなければそれが町民のためにもならないというふうに思ひますので。

まずは、その町民の声を聴くという事がやっぱり必要だと思うんですけども。それらについての取り組みについて、改めてちょっと町の考え方をお伺いしたいと思ひます。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） 議長、公園緑地推進室長。

○議長（能登谷正人君） 公園緑地推進室長。

○公園緑地推進室長（馬着修一君） 町民の意見を聞くというのは、もっともなご意見でございますので、公園緑地推進室だけではなくですね、住民生活課なり、他の課と連携をしながらなるべくそういう聴く機会と言ひますか、そういうのも考えていきたいと思ひますし。

実は、昨年の総務経済常任委員会の中でも公園の整備の関係につきまして説明した時にですね、同じようにもっと利用頻度と言ひますか、そこら辺も調べて整備してはどうかというお話も、たしか三澤議員さんからもそういうご指摘を受けまして。なかなか利用している調査というのもなかなか難しいんですねというお話しをした時にですね、住民生活課の方に各町内会の児童数の人数とかそういうデータもあるはずだから、そういうデータも調べた上で考えてみたらどうですかというお話もございまして。

一応、各公園の250メートル範囲内の町内会のそういう児童数も調べたデータもございまして。中では小学生以下では、一番少ない児童公園で40人弱くらい、多いところで160人くらいの児童数というデータが出たんですけども。そのデータをもってですね、この公園は整備しなくてもいいだとか、ここだけ回そうだとかという、なかなかそういう判断も難しいのかなというふうに考えてございまして。

やはり、最終的には町民の意見といたしますか、そういう部分を調査といたしますか聴きながら、今後そこら辺も検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○1番（岡島 敬君） 是非ですね、今課長の答弁にもありました、その 250 メーターの範囲内で児童数の数だとかによってこの公園はいらんだとかという判断はなかなか難しいという事ですけども。

やはり、そういう部分は新しい提案がないからそういう判断もつかないのかなというふうに思います。だから、それらを含めてどうしたらいいかということをやはり町民の声を基に町が提案していくという方向性がなければやっぱりならないというふうに思いますので。

今日の質問の中で児童公園の在り方については、町としても今のままがいいとは決して思っていないということが意識としてあるということ。

今後ですね、町民のニーズやどうしたらいいか、まさに本当にいい公園、遊具だけではなくてですね、そういうものも含めて公園自体の在り方ということ、今後町民の声を聴きながら考えていくということも今日の質問を通じて確認が出来ましたので。

今後、またこれについては、私としても調査・研究をしながらまた問題を提起していきたいというふうに思いますので。以上で私の質問を終わります。

○議長（能登谷正人君） 大変良い質問でした。

以上で岡島敬君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

次に、赤井睦美さんの質問を許します。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 2点質問させていただきます。

1点目、八雲町の基幹産業である農業・漁業において現在は元気ですが、後継者不足等を考えると将来が非常に不安です。そこで、町として従来の取り組みをふまえ、より一層の新規就業者確保に向けてどのような取り組みをお考えでしょうか。

様々な取り組みを考えられていると思いますけれども、例として、先日北海道新聞に掲載されました「しりうち地域産業担い手センター」のような施設整備も必要になるかと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、赤井議員の一つ目のご質問にお答えいたします。

当町における新規就業を志す研修生の確保対策といたしましては、農業分野では町内の関係機関・団体で構成する「農業担い手育成センター」が、募集から研修先の手配、生活や将来に関する様々な相談に丁寧に対応することで、研修生の確保を図っているところであり、水産に関しましても相談があった都度、各漁協が窓口となって対応することとなっております。

議員ご指摘の「しりうち地域産業担い手センター」は、就業研修や移住体験の方の居住スペースとして設置・利用されているものと認識しておりますが、当町における同等の機能につきましては、町内で就農を志す農業研修生を支援するため安価な家賃で利用できる研修者住宅を、元町と野田生に7棟10戸用意をしており、現在6戸の研修者住宅が利用されております。

一方、この研修者住宅は築40年以上を経過しており老朽更新時期を迎えていることから、この機会に、農業のみならず広く新規就業者に対する住宅支援の在り方について、検討を開始したところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 跡取りの人というか、自分の家を継ぐためにという方たちはきっといろんなそういう担い手育成センターだとか漁協とかに相談をしながら情報を得やすいと思うんですけども。

私が未熟な力のパソコンで開いて、全道のいろんな農業体験しませんかだとか、来ませんかとかっていうのを見ると、八雲町の農業部門では先ほどの安価な7棟10戸の紹介はされているんですけども、他の町村はきっとそんなに立派な建物じゃなくても、例えばバス・トイレ付だとか、何々が安いとか、こんな手当てがありますだとか必ずついているんですけども。八雲は7棟10戸しかなくて、全然魅力がないPRの仕方。

それから漁業の方を見ても他所の町、例えばせたなとかだとチャレンジ支援事業があって30万から100万までの支援がありますだとか。福島町でも30万円の漁業就労支援がありますだとか、知内では150万円5年間だとか。そういう金額がどういうふうにしたらもらえるのかというのは分かりませんが、そういうふうには書いてあるんですね。

でも八雲町のところを見ると、就学支援というかそれしか書いていなくて。それは、跡取りの人しかもらえない、他所から来た人はもらえないものですよね。だからあれを見た時に「あ、八雲町に行こう」という、そんな魅力を全く感じない表示の仕方。もしかしたらもっと違うページでね、八雲町の魅力をいっぱい発信しているのかもしれませんが、そこに辿り着けなかったというか。せめて安価でということ、せめて築40年ですから、私あそこに住むのも気の毒だなど思うんですけども。でも、そうであればとっても安いとか付けるとか。何かこう、もっと八雲に行ってみたいなと思ってもらえるPRの仕方というのは工夫できないのかなと思って見ていたんですけども、その点はいかがでし

ようか。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 今、赤井議員ご指摘の部分のホームページの表現の弱さという部分については、当方でも認識をしております、今現在見直す予定で考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

情報発信につきましてはもちろん必要なことでありますが、口づてや口コミ等もありまして、八雲には結構な研修の問い合わせというのがおかげさまで来ていただいております。そういった中で、個々の対応というのを丁寧にさせていただいております、現在6戸の研修住宅も使っていただいておりますけれども、各農家さんに入っていただいて研修するという部分の前段の部分ですね、入り口の部分では良いことばかり言っても、夢のようなことを言っても違うということになってしまいますので。現実的な部分と支援していく部分とこういうのがあるので、まずは地域の中で上手くやっけていけるかどうかというのをお試しいただいたらどうですかというご提案をさせていただいております。

その先には、国の制度だったり町の制度だったりという、金銭的な支援策という部分もご案内させていただきながらやっているというのが現実でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 農業においては新規就農の方も年々いらして、地域の方と上手くやっているなというのはすごく感じるんですよね。どこの町で上手くいった人の意見をみてもやっぱり地域の人との繋がりというのはすごく重大だっけ書いていて。八雲町はそういう点では農家の人だけに限らず、地域に出ている環境というのは出来ているので、そこはいいなと思うんですけれども。

研修に、その農家に出かける時に農家の人皆さん民泊のようにね、泊めてあげられればいいんですけれども、本当に農家の人って奥様が忙しいです。専業主婦の農家の方なんていらっしゃるなくて。そうすると奥様は農作業もし、お食事の用意もしていうととても手が回らないから民泊は受け入れられないとなると、やっぱり宿泊できる施設というのは確保が絶対必要だと思えますよ。先ほどちょっと聞き逃して、新規就業者に向けて今後住宅を作っていくとはおっしゃいませんでしたけれども、住宅を検討していくということですか、すみません。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） すみません、まず後段から。町長から答弁させていただいた部分は、新規就業者に対する住宅支援の在り方、これはあくまで例ですけれども、新築することからどこかを借り上げるとか、家賃ですとか、いろいろなニーズと八雲町に合ったというか、既存の物件等いろいろな部分等の利用も考えながらやっていくという部分をち

ようどこの4月から始めたところでありまして。来年度に向けて今検討をしているところ
であります。何がというのはすみません、具体的にお示しできないという部分はご了承
いただきたいと思えます。

新規就農者の部分の研修の部分は、議員ご指摘のとおり地域の中に入っていて、
農業以外の職業でももちろんそうなんですけれども。地域の中で上手くやっていって
いただくということが、あと、人との繋がりの中で助けたり助けられたりという部分
が往々にしてある職業ではないかというふうに思えますので、そういった部分を、
残念ながらそういう部分で馴染めなくて就農を断念した方もいらっしゃるけれども、
今現在残られている方々についてはその辺のハードルを上手くクリアして、ご自分の
夢を叶えられているというふうに認識しておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 予算委員会の時に農業にも商業にも育成支援金みたいな
のがあるけれど、漁業はどうなんだろうということを質問したんですけれども。
漁業ってそういう新規就業みたいなのは考えていないんですか。

○水産課長（伊藤 修君） 議長、水産課長。

○議長（能登谷正人君） 水産課長。

○水産課長（伊藤 修君） 漁業はですね、基本的に国の制度としてはそのよ
うな支援策はあります。なので、新規就業者というのは実はなかなか漁業の
場合はあまり入ってこないんですけれども。どちらかというと家業をそのま
ま継ぐという形の方が非常に現在のところは多い状態ですけれども。ま
ったく本当にゼロからのスタートの場合については、国のそういう制度等
をご紹介して支援してまいりたいと考えております。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 家業を継いでくれるといいんですけれども、本
当に黒岩とか山崎地域、前にも言いましたけれども継ぐ方がいなくなっ
てきていますよね、だんだん。

積極的に新規就業者を呼び込むために努力するっていう制度はあるけれども、
町として努力をするっていう方向ではあるんですか。

○水産課長（伊藤 修君） 議長、水産課長。

○議長（能登谷正人君） 水産課長。

○水産課長（伊藤 修君） 現段階ではですね、両漁協を含めてですね、
新たに漁業に取り組むというのはなかなかハードルも高くてですね、
いろいろ組合員になる要件だとか、そういうことも高い部分もありま
すから。なかなかゼロからというのは、技術取得なんかのいろんな問
題もありますのでね、本当にやる気のあるというか、来ていただか
ないと、なかなか続けていけないのかなと思いますので。今は現状
を見ながら対応していきたいと、こういうふうに思っております。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 3年間の研修制度で外国の方たちを招いて、今なんとか仕事をこなしているという形だけれども、こなしている親方さんはどんどん高齢になっていくわけで、今はいいけれどもその後どうなるんだろうという不安はあると思うんですね。

それは八雲町だけでなくどこの町も同じで、例えばすぐ近くの寿都町なんかは新規就業者を漁師の方のところに入れて、本来なら自分が8年間かかって学んだものを2年半で身に付けさせてとにかく一人前にするっていう。本当にもう跡取りがない、この町どうなるんだろうっていう、必死に漁師さんと町と漁協との3者で相談しながらそうやって一人ずつ育てていくということで、今寿都町では結構若い方が漁師になって育っていく。そして親方のところにいるんだけど、ちゃんと2年半頑張ると漁業権ももらえるっていうそういうシステムも寿都ではね、やっているんですね。

そういうことを他所の町で出来て、八雲町で漁業権が取られないから、だから人を呼べないという方法は、ちょっとそれは。例えば八雲町は跡取りがいっぱいいるからそこまで考えなくてもいいんだっていうのであればそれは仕方ないんですけども。

私から見たり漁業の方の話聞いても、跡取りが完璧にいますよというのはどんどん減ってきていると思うんですね。ですから、他所の町でもどこかに入って彼らを育てていずれば漁業権を渡すっていう。渡すってその人のを渡すって言うんじゃないですけども、漁業権をとれるっていう、そういう仕組みっていうのは、町が漁協に働きかけるなりなんなりして考えていくことは出来ないんでしょうか。

○水産課長（伊藤 修君） 議長、水産課長。

○議長（能登谷正人君） 水産課長。

○水産課長（伊藤 修君） ちょっと誤解があると思うんですけど、漁業権を取れないとは言っていないんですけども。基本的にいろんな所定の新規を考えている方が、漁師さんになりたいということであれば、当然各組合ごとに所定の要件があって、資格審査委員会というものがあって、それで組合員になって漁業権が与えられるというか、割り当てられるという形にはなるんですね。

ただ、現状をお話しすれば今はですよ、今は後継者に関してはコンスタントに毎年5、6人ずつくらいですか、7、8人くらいずつ、事業後継としては増えている状況にあります。

また、外国人研修生はちょっと毛色が違いましてですね。あくまでも研修の技術の習得見習いという形の中で入っているケースが多いものですから。ただ、これについてはいろいろな仲介業者だとかバイヤーさんが入ってですね、それぞれ漁業者とやり取りをしているものから、なかなか町としても実態は掴めない状態でおりますけれども。

住民登録の関係でいえば、だいたい現在100人くらいは地域には入って、言ってみれば労働力の一つにはなっているかなと思いますけれども。

今後についてはその辺と、また後継者という形はちょっと違うものから。どのようにしていくかはいろいろ情報も集めながら、両漁協と相談をしてまいりたいと、このよう

に考えております。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 外国人の方は本当にさっき言いましたけれども、仕事をこなすだけで私は後継者として育成するとは思っていませんけれども。

今のお話を聞くと、コンスタントに増えているからそこは努力しなくてもいいんだって聞こえちゃうんですけれども、それって地域によって傾いていませんか。平均に後継者って増えていますか。

○水産課長（伊藤 修君） 議長、水産課長。

○議長（能登谷正人君） 水産課長。

○水産課長（伊藤 修君） 突き詰めて、その年度ごとのをきちっと見ないとわかりませんけれども。たしかに内浦だけが増えているとか、山崎だけがないとか、そういう状態ではないというふうには思っております。

ですから、平均かと言われれば少しの偏りはあるのかもわかりませんが、そこそこ後継者は育っているのかなという認識でおります。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 感覚の違いなので、ここはいくら話してもどうしようもないんですけれども。

やっぱり一般的に見て、農業って積極的に新規就農者いらっしゃいという姿勢は見られるんですけども、漁業ってあまり感じられないんですね。今のコンスタントに増えているからいいんだっていう、その意見もどうなのっていう思いはやっぱりあります。

それは東野とか落部とかを見ると若くて本当にぴちぴちした漁師さんがいて、本当に活気あるなと思うけれども、黒岩や山崎に行くとそんな雰囲気はあまりなく、今後どうなるんだろうこの地域、という心配もあるんですね。

是非、今平均してみてもみないと分からないと言っていましたけれども、漁協任せにせず、本当に町としてみんなが心配ないよと思えるような、そんな第一次産業であってほしいなと思うんですけれども。

第一次産業が活気づくと、当然八雲町が活気づくわけですから。町長、農業はすごく今のところ順調にちょちょって新規就業者は来ているんですけれども。今のやり取りを聞いていて、漁業に対して町長は同じような意見ですか、そこだけお願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員おっしゃるとおりですね、私も見た目はたしかに落部、東野の地域の方は若手がたくさんいて、子どもが産まれていると。

一方で山崎・黒岩方面を見るとやはり若い人が少ないのかなんていうことは、私も理解をしております。ただ、この漁業権、特にこの噴火湾の漁業は養殖ホタテということで

ありますので。これは漁協が仕切って、桁数だとか長さだとかいろいろ漁協が管理している部分が大きく関係します。

やはりこれは、町が主導するというよりも漁協とこれからもよくよくその辺も話し合っ
て、新規就業やその担い手も含めて、組合と話し合っ
て進めてまいりたい。

町が単独で走っていてもなかなか理解されないということもですね、赤井議員も理解
していただいて、我々も見つめふりじゃなくて、漁協としっかりと話し合っ
て進めてま
いりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 6月にまとめる政府の骨太方針っていう中には、その養殖業に対
しては漁業権を今度地元漁協を最優先するというのを廃止するというのが盛り込まれるそ
うです。それは当然ご存知だと思いますけれども。そうすると、本当に八雲町は生き残り
をかけて真剣に取り組んでいかなきゃいけないと思うんですけれども。

やっぱりその漁業権がそういう形で変化していくということは、漁協にばかり任せずに、
町としてもしっかりとの方針を出して一緒に取り組んでいかなければならないと思うん
ですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 赤井議員のおっしゃるとおり、私もその文書を読ませていただい
て、漁協も漁業もですね、変化するんだなということを強く感じております。特に我々は、
今、噴火湾の太平洋側の養殖ホタテ等々を夢見ておりますけれども、私はやはり熊石側の
養殖なんかもなかなか個人じゃ難しい部分も、これにのっとると出来るんじゃないかとい
うことを今私なりに考えながら、これもいくら我々単独と言いながらですね、やはり漁協
と協力し合っ
て手を取っ
て一緒に歩
んでまい
りたい、
そういう
思いであ
りますの
で。

多分、目指すところは一緒だと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

○議長（能登谷正人君） 水産課長、赤井さんの質問はホタテの養殖ばかりじゃなくて、
他の種類の魚もいっぱいあるでしょ、カレイだとか。だから、そっちの方も含めての漁業
者の後継者を作るとい
うことも含
めて質問
をしている
から。そ
の辺も答
弁をして
やっ
て。
例えばエ
ビだとか
いろんな
魚種ある
でしょ。
そういう
のの組合
員の権利
の取り方
、そうい
うのも説
明してや
った方が
よりベッ
ターだと思
うけども。

○水産課長（伊藤 修君） 議長、水産課長。

○議長（能登谷正人君） 水産課長。

○水産課長（伊藤 修君） あらゆる権利についても漁協がそれぞれについて振り分ける
スタイルにはなっております。権利についてはですね、養殖も、それからカニもエビもそ
ういう形になっております。

以上です。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 第一次産業が活気づくように皆で応援していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、2問目。平成22年4月に自治基本条例が制定され、平成24年3月に協働のまちづくり推進プランが策定されました。少子高齢化による人口減少が進む中、どこの自治体も住民と協働でなければまちづくりも難しくなっています。人口減少がない札幌市でさえ、見守りなどをスムーズに行うため、「町内会に関する条例検討委員会」を設置し協議を行って、本年5月7日付で市長に提言書を提出したところです。八雲町でも町内会離れや審議会委員や各団体の人員不足などの課題があります。そうしたことを数年前から問題視し、策定されたのが協働のまちづくり推進プランだと思っているのですが、策定から数年たった今、その成果と課題をどのように捉え、今後どのような展開を考えているのでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは赤井議員の二つ目のご質問にお答えいたします。

平成22年4月に、八雲町の自治の最高規範である八雲町自治基本条例を施行し、情報共有と町民参加を柱としたまちづくりの普遍的なルールを定めたところであり、その後、地域社会における課題を発見、共有し、町民、議会、行政が、互いに知恵と力を合わせて課題解決に向かって協力するまちづくりを目指して、「協働のまちづくり推進プラン」を策定したところでございます。

これまで、「協働のまちづくり推進プラン」の、理念に沿った代表的な取り組みとしては、町内会の自主的な活動を促進することを目的とした「地域コミュニティ助成事業」、熊石地域の会館を拠点として地域住民が集い、郷土料理やレクリエーション活動を通して、交流を行っている「ふれあいサロン」、町民のまちづくり活動を支援するための一つの手段として、団体間の情報を共有しながら各種活動を支援するため、団体データベースの提供、その他にも「吉田川を守る会の清掃活動」、「クリーン熊石運動」、「駅前花壇整備」や「フラワーロード活動」など、町政と地域が協力・補完しながら、様々な活動を継続して取り組んできたところでございます。

しかし一方で、協働のまちづくりの理念は町民に広く浸透しているとは言い難く、人口減少や価値観、ライフスタイルの多様化等を背景に、地域におけるつながりが希薄化し、支え合いを含めた地域力の低下が危惧されるなか、地域コミュニティを担う人材育成と活動の活性化が、より一層求められております。

協働のまちづくりを進めていくためには、町民と議会と行政が協働のまちづくりについての意識を醸成することが重要であるため、引き続きその周知に取り組んでまいります。

また、町政の情報を積極的に発信していきながら、町民がまちづくりや地域課題の解決のため必要とする情報を的確に捉え、情報共有を図るとともに、気軽に話し合える場や情報交換、交流の機会の提供について努めてまいりますので、ご理解いただきますよう、よ

ろしくお願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） プランの中の課題としていくつか挙げられているんですけども。その中に協働に対する住民の意識の関心が低い、行政への依存が強い、それと協働を進めるための仕組みが成熟していないって、これはもうプランを作る時から課題として出されているんですね。

これらは今現在、どんなふうに捉えていますか。

○企画振興課長（竹内友身君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（竹内友身君） 協働のまちづくり推進プランのですね当初作った時からそういった団体間の連携といいますか、そういった部分もなかなか難しいというのまたしかにありましてですね。

その仕組みづくりとしてですね、プランの方の中では今後の新たな取り組みということで、町民活動センター、こういったものを設置してですね、各団体との連携、それからアドバイスを行うような組織を模索してはどうかといったような試案というものがされております。

以上でございます。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 町民活動センターをハードの面じゃなくてソフトの面で、町民活動センターを設置することによってその仕組みが成熟してくるという考えで進めているという理解でいいんですか。

○企画振興課長（竹内友身君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（竹内友身君） この町民活動センターの設置について、この事務を所管します自治推進委員会という方からも意見をいただきましてですね、このセンターの必要性についてはもちろん必要だというような意見なんですけれども。ただ、そのセンターを設置してそれだけで事足りるのかというような意見もございます。

委員会の中の意見としてはですね、協働のまちづくりの理念が町民の中に浸透してきた段階でこういった組織もあればいいけれども、最初に組織を作っちゃって何かをしましよというのなかなか難しいというようなご意見を賜っておりますので。

今、この町民活動センターの設置に関してはですね、まだ進んでいないような状況になります。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） きっと町側でも思っていると思いますけれども、いろんな会議を

やってもだんだん高齢化して皆さん顔ぶれが同じじゃないかという気が私はしているんですよね、いろんな会議で。

そして議会も、先ほどの行政への依存が強いというこれは議会にも責任があるなって、もうちょっと議会としても町民と共に話し合っ、それは自分たちでやっていこうという方向に持って行かなきゃいけないというのはすごく思うんですけれども。

町が主催する会議がほとんどが平日日中ですよ。そうすると働いている方は、まあ休みが取れる方は参加できますけれども、そうでないとなかなか参加できない時間帯でありますし、他所の町では無作為に中学生から高齢者まで、1,000人に手紙を出して、いついつの何時にこういう町について、どうしたら町が良くなるかという話し合いをするから来てくれて手紙を出したら、1,000人に出したんだけれども80人くらいが集まったっていう。その80人で分科会を作って、じゃあいったいこの町を元気にするにはどうしたらいいんだという話し合いを夕方6時くらいからして、それを基にまたきちんとした委員会を作ろうという方向になったという、そういう町もありますし。

それから、町長もやっていらっしゃいますけれども中学生、高校生と話し合う、すごく大事だと思うんですけれども、その話し合ったことが、今回は総合計画に生かしていきますって言ったんですけれども、実際に話をして、話した子どもとか生徒たちが、町づくりのどこに自分の意見が生かされているのかというのがはっきりと分からなければ、自分たちが話したことがどんなふうに反映されているのかということが分からなければ、ただ行っただけになってしまって、もっとこれに関して自分たちも頑張ろうという意欲には繋がらないと思うんですね。

ですから、今後会議の持ち方も、行政側も時間外とかもあるのかもしれないけれども、そこら辺は、例えば課長さんだけが出るとかそういうふうにしな、町民がより参加しやすい時間帯というのを作って、より多くの意見を持って行かないとどんどん意見が狭くなってしまって、そして参加しない人たちは蚊帳の外になっていて本当の協働って浸透しないのではないかって思います。

浸透してから活動センターを設置するとなると一生できないような気もするんですけれども。もっともその時間帯なり、集まり方なり、場所の選定なり工夫しながら本当に多くの町民の意見を聴いていくという方向はありますか。

○企画振興課長（竹内友身君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（竹内友身君） 会議の開催時間の関係ですけれども、例えば子ども子育て会議などはですね、やはり夜の時間帯、女性の委員の方も多ということでそういった時間帯に設定しているという会議もございます。かつてですね、今議員がおっしゃいました開催時間の関係、参加しやすい環境ということで、夜に時間帯を設定した会議もあつたと記憶してございます。

ただ、この会議の開催の時間帯についてはですね、これは他の各種委員会もありますけれども、この辺で再度そういったことが可能かどうかちょっと考えさせていただいてで

すね、出来れば参加人数が増えるのであればその方がいいですし、その辺は内部的に周知していきたくと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目の中高生との懇談ですけれども、総合計画ですとか新幹線の駅周辺の整備計画、今年そういった会議をまた高校生とも持つというような内容になってございます。ただ、高校生側もですね、生徒会の方が中心メンバーという事になっておりますので、広く一般の高校生が参加しているかと言うとそうではないんですけれども。その辺ですね、計画作りの時に来ていただくということもそうなんですけど、この間、高校側ともちょっとお話をしたんですけれども。例えば計画的に年2回ほどそういった会を設けてテーマを決めてやってはどうかというお話もありますので、その辺もこれから十分考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○7番（赤井睦美君） 町内会活動を見ても、本来高校生とかが入っていても全然おかしくないと思いますし、皆でこの町を良くしていこうということを小さい時から一緒に経験することで大きくなってから、全部そんなの役場に任せればいいんだよっていうふうにならないと思うんですよね。

で、もしどんどん人口が減って行って、高齢者が増えて行って全部役場におんぶに抱っこだったら、役場の職員の人数が2倍でも3倍でも足りないくらい仕事が増えてくると思うので。

やはり、今のうちから高校生はもちろんですけど。小学生、中学生から、町づくりというのは自分たちが真剣に考えて取り組むんだと。それを示せる大人をしっかりと形作って、あのおじさん、お婆さんのように一緒に頑張ろうみたいな、そんなことが出来たらいいなと思って。

議会も、いやこんなことは町長に言えばいいって思わせないで、議会と共に相談しようと思えるように頑張りますけれども。

是非、町としても決まりきったやり方ではなくて、その対象に応じた時間帯とか場所とか考えて対応していただきたいと思っておりますけれども。最後に町長、いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本当に赤井議員おっしゃるとおりですね、町民とすれば高校生も中学生も幼稚園の子どもも全て町民であります。

この会議の時間帯、本当に町民が出られる時間帯というのを考えるべきであろうと改めて思いましたので、これからの会議等々は柔軟に対応してまいりたい、そういう思いでありますので、よろしくお願いいたします。

○7番（赤井睦美君） 以上で終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で赤井睦美さんの質問が終わりました。

次に、宮本雅晴君の質問を許します。

○13 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 中小企業の設備投資を促す制度について。

国では今の通常国会で「生産性向上特別措置法案」が成立し、今後3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の設備投資を促し生産性の向上を図ることを目指しています。具体的には、1番目の条件として、市町村が「市町村内の中小企業が年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む新規の設備投資をする時は、新規取得設備の固定資産税を3年間ゼロにする」ということを盛り込む「導入促進基本計画」を作り、その計画への経済産業大臣の同意を得ること。2番目の条件として、その市町村にある中小企業が年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」を作り、市町村の認定を受けること。3番目の条件として、固定資産税の特例の特例率を市町村が条例で定めること。この3つの条件を満たした場合に「ものづくり・サービス補助金」及び「持続化補助金」、「サポイン補助金（大学等と連携した研究開発・試作品開発・販路開拓を支援するもの）」、「IT導入補助金」という4つの補助金が優先的に受けられるという制度となっております。

質問1としまして、八雲町もこの制度を活用し、八雲町内の中小企業の設備投資を促し、生産性向上を図ることを支援すべきと思いますが、見解を伺います。

また、質問2といたしまして、4つの補助金の申請の締め切りについて、国の平成29年度補正による「ものづくり・商業・サービス補助金」は4月27日、「持続化補助金」は5月18日、「IT導入補助金」の一次公募は6月4日、国の平成30年度予算による「サポイン補助金」は5月22日となっていました。それぞれの補助金について八雲町においては、何社の中小企業事業者から申請があったのか、伺います。

また、八雲町として八雲町内の対象となる中小企業事業者に対して、このことをどのように情報提供したのか、伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは宮本議員のご質問にお答えいたします。

はじめのご質問にありました、国による「生産性向上特別措置法」に基づく中小企業の設備投資を促す制度につきましては、ご質問のとおりの内容と承知しており、町といたしましても中小企業者に対する税の特例と、それに合わせ適用となる補助金の優先採択に必要となります八雲町の計画策定に向けた作業を、進めているところでございます。

なお、この制度の大きな柱であります固定資産税を実質的に「ゼロ」とする特例措置につきましては、法の施行後速やかに進めていくために、先の臨時会におきまして八雲町税条例の改正を、可決いただいたところでございます。

なお、国の政策と同様に、町といたしましても新しい総合計画の推進に向け、町独自の総合的な産業支援策の検討を進めておりますが、この制度設計にあたりましては、国や道の支援策との連携や相互補完を見据えて行うこととしておりますことから、今回の「生産性向上特別措置法」につきましても平行して対応しているところでございます。

次のご質問の4つの補助メニューの申請につきましては、いずれも町を経由する形ではなく、「持続化補助金」は地元の八雲商工会経由であります。他のメニューに関しましては、北海道経済産業局への直接申請や経済産業省の関係団体を通じて行うこととなっております。

なお、今年度の八雲町内の企業からの申請状況につきましては、「ものづくり・サービス補助金」が1件、「持続化補助金」が8件、「サポイン補助金」は0件、「IT導入補助金」につきましては公表できないとのことから不明、という状況であることを確認しております。

このように、町を経由する募集形式ではないため直接的な情報提供はしていませんが、中小企業への支援につきましては、事業者が一番近い位置にあります商工会との連携を密にし、ご質問の国の支援策も含め周知に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○13番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13番（宮本雅晴君） それでは今後、生産性向上特別措置法案の成立を受けてのものづくり・サービス補助金とIT導入補助金については追加の申請があると思いますが、積極的に制度の活用推進を図るべきと思いますが、八雲町としてはどのような見解を持っていますか。

また、八雲町の対象となる中小企業の事業者に対して、このことをどのように情報提供をしていくのか、お伺いたします。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） ただ今の追加の募集等につきましては、現在、八雲町が独自に進めております総合的支援策、これにつきまして商工会等との連携が必要になりますことから、町若しくは商工会から都度、事業者の方々に周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13番（宮本雅晴君） 締め切りが今日、6月4日でITの締め切りになっています。本当、これから追加の申請受付がはじまると思うんですけども、本当にこういうかなりの条件の内容が今回は中小企業庁から来ております。

対象設備としては減価償却資産の種類とか最低取得価格、販売開始時期という部分で、機械装置は160万円以上で10年以内の内容。

また、測定公務及び測定工賃は30万円以上の5年以内。また、器具設備については30万円以上で6年以内。また、建物付属設備については償却資産として課税されるものに限りますが、60万円以上で14年以内という今回対象になっておりますので。

本当に普通交付税の算定上、基準財政収入額の減少額については市町村の条例で定める

割合を用いてなっておりますけれども、かなりの活用が出来るのではないかと思いますので、3年間とにかく固定資産税がゼロ円ですので、やっぱりこの大きなチャンスにしっかりと情報提供をして、事業者に訴えていった方が、活用方法は商工会を通してでも本当に徹底的にやった方が今回は利用価値があるのではないかなと思うんですけれども、課長どうですか。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） 議長、商工観光労政課長。

○議長（能登谷正人君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（藤牧直人君） ただ今議員ご指摘のとおり、今回の国の制度につきましては国の言葉を借りると大胆なという言葉まで踏み込んでいる制度だと認識しております。

そのため、この法施行後速やかに取り組みますように、町長から答弁申し上げましたとおり、まずは町の税条例の改正を行い特例措置として八雲町としてはゼロにすると。

それと、これと必要な要件でございますが、まずは八雲町としての計画を策定しないとなりません。これにつきましては、既に国、ここでいます北海道経済産業局と北海道内の自治体が調整を始めております。八雲町につきましてもこの計画にエントリーすべく作業を粛々と進めているところでございますが、まずはこれが第一条件となります。

また、これが認定をされましてから、八雲町内の対象事業者に対してのPR活動という事になりますので。この税の関係と補助制度ですね、あわせて町も積極的にPR活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13番（宮本雅晴君） 今、課長の方から縷々ご説明がありましたけれども、本当に今回は中小企業の設備投資を支援する中小企業庁からの訴えでございますので、本当に八雲町としてもどんどん利用して、活用して大きな力を発揮していただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（能登谷正人君） 以上で、宮本雅晴君の質問が終わりました。

これをもって通告の質問は全部終わりました。一般質問を終結いたします。

◎ 休会の議決

○議長（能登谷正人君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。

6月5日は各常任委員会を開催するため、休会したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 散会宣告

○議長（能登谷正人君） 本日は、これをもって散会いたします。
次の会議は、6月6日、午前10時の開議を予定いたします。

[散会 午後 3時02分]